



357
6553
3

凡 例

一、本書は、南洋群島の現勢を知るの便に資せんか爲、主要なる事項に就き、其の統計的説明をなせり。

一、本書は、主として昭和元年末調に依れり其の之に依らざるものには、特に調査期を附記せり。

昭和二年十二月

南 洋 廳

# 南洋群島現勢要覽目次

○沿 革	一
マーシャル群島	
マリアナ群島	
カロリン群島	
○位 置	四
南洋群島經緯度	
最端地名	
各群島別經緯度	
○面 積	六
面積及島數	
○氣 象	九
パヲ觀測所月別觀測成績表	
三箇年間各地氣象要素比較表	
月別氣溫各地比較表	
累年平均月別各地氣壓表	
月別各地雨量表	
累年平均月別各地最多風向表	
○人 種	一三
○風 俗	一五



物價表

○勞 銀.....六六

(一)邦人 (二)島民

○買 易.....六八

移出 移入 輸出 輸入 輸移出品累年表 輸移入品累年表

○金 融.....七七

為替貯金取扱金額

○運輸交通.....七九

道路延長 軌條 諸車 內地及群島各主要島間距離 郵船航路運賃表

出入船舶數 船舶乘降人員數 宿泊人員數 船舶舟艇 航路標識

○財 政.....八七

豫算 租稅收入總額 人頭稅徵收額 關稅及出港稅徵收額 租稅外入總額

官業及官有財產收入額 雜收入額

○地方行政.....九一

村吏 在鄉軍人職業別 在鄉軍人兵種別

○教 育.....九四

小學校學級職員及兒童數 公學校學級職員及兒童數 公學校寄宿舍寄宿兒童數

公學校卒業生數 木工徒弟養成所學級職員及生徒數 木工徒弟養成所生徒出身

地別

○宗 教.....九九

耶蘇教會 宣教師及信徒數 佛教寺宇及信徒數 宗教學校教師及生徒數

○通 信.....一〇一

郵便局所在地 通常郵便物取扱數 小包郵便物取扱數 電信系統 電報取扱通

數及料金 為替貯金取扱數及金額

○警 察.....一〇五

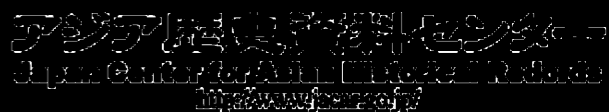
警察職員

警察官署

檢 疫

救護件數

執行及注意件數



炎 害

變死傷件數

警察取締ニ屬スル諸營業

犯罪並檢舉件數

即決處分件數及人員

外國旅券其ノ他

○司 法

法院配置及管轄

法院職員配置

檢事局受理處分件數

刑事事件表

民事事件受理處分件數

和解事件

○衛 生

醫院職員配置

患者表

患者病類別表

新生物患者表

寄生蟲患者表

傳染病患者表

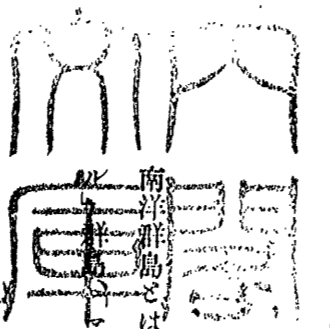
熱帶病患者表

○附 錄

南洋群島地圖

# 南洋群島現勢要覽

○沿革



南洋群島とは舊獨逸領中、北太平洋中に星散分布する幾多の島嶼を總稱す、之を大別して「マーシャル群島」「リアナ」群島、「カロリン」群島の三とす。

マーシャル群島

本群島は西暦千五百年代に於て發見せられたりと傳ふるも、周ねく世上に紹介せられたるは、實に千七百八十一年英國の船長「マーシャル」の探檢に始まる、故に其の船長の名を冠して「マーシャル」群島と稱せり。

當時尙ほ其の占領の形式全からざるに乘じ、獨逸は密かに之を占領せんとの野心を包藏し、先づ獨逸「ハンブルグ」の「ポター」商會を誘導庇護し、以て本群島開拓の任に膺らしめ、著々占領の計畫を進め、千八百七十七年には軍艦「アドリアネ」を派遣し「ヤルート」島の一酋長に交渉し、貯炭場設置を承諾せしめ、尋で千八百八十五年再び砲艦「ナウチクス」を派遣し、各酋長を説き「ヤルート」島及其の他の群島を占領するに至れり、其の後千八百八十八年英獨間の協約を以て「ギルバート」島

昭和3年1月寄贈







○面積

廣袤實に南北千二百哩、東西二千五百哩の海面を包擁する我南洋群島も、陸地の面積は極めて狭小にして、島嶼、岩礁の類一千四百五十八餘を合算して仍約百四十方に過ぎず、略我沖繩縣（一四四方里）又は東京府（一三八方里）の面積に等し（島嶼中猶未だ實測を経ざるもの多く、此等に對しては、概數を以て計算せり、他日調査完了を俟て訂正す）

面積及島數

群島別	島數	面積 方里
マリアナ群島	一四	四一、四三 <small>（米領グアム島を除く）</small>
カロリン群島	五四九	八五、五九
マーシャル群島	一六〇	一一、三〇
計	六三三	一三九、三二
支應管區別	島數	面積 方里
サイバン支應管内	一四	四一、四三

ヤップ支應管内	八五	一四、六四	
パラオ支應管内	一〇九	三一、〇〇	
トラツク支應管内	二四五	八、五五	
ボナペ支應管内	一三八	三二、六五	
ヤルット支應管内	三三	一一、〇五 <small>（三二ノ島嶼ハ更ニハ六七礁島ヨリ成ル）</small>	
計	六三三	一三九、三二	
主要島別		面積 方里	
マリアナ群島	サイバン島	一二、〇〇	
同	テナアン島	六、三五	
同	ロタ島	八、一〇	
同	ヤツヅ島	一四、〇〇	
同	西カロリン群島	パラオ諸島本島（バベルダオブ島）	二四、〇〇
同	アンガウル島	〇、五〇	
同	東カロリン群島	春島	一、四三
同	夏島	〇、五八	



日照時数 10  
 (時間数ニ對スル百分率)  
 水蒸氣ノ張力(托) 5.5 5.2 5.4 5.6 5.8 6.0 6.2 6.4 6.6 6.8 7.0 7.2 7.4 7.6 7.8 8.0 8.2 8.4 8.6 8.8 9.0 9.2 9.4 9.6 9.8 10.0

各島に於ける氣象は調査を缺くを以て守備隊時代に調査せるものを左に掲げ以て本群島氣象の一般を示さん。

三箇年間各地氣象要素比較表 (自大正七年至同九年)

地名	氣温(攝氏)度		雨量	氣壓	最	多	風	向
	平均	高極						
サイパン	27.7	35.9	185.9	1014.0	自十一月至四月	概して東		
チャップ	26.6	35.1	205.8	1015.5	自十一月至四月	概して東		
パラウ	26.4	34.6	223.7	1015.0	自十一月至四月	概して西		
トラツク	26.4	34.7	223.7	1015.0	自十一月至四月	概して西		
ボナハ	26.1	34.2	207.6	1016.0	自十一月至五月	東		
ナルト	25.5	33.5	286.7	1016.0	自十一月至十月	東		

月別氣温各地比較表 (攝氏) (大正九年調査)

地名	月												平均
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
サイパン	25.8	26.4	27.2	28.1	28.9	29.7	30.5	31.3	32.1	32.9	33.7	34.5	28.5
チャップ	25.7	26.3	27.1	28.0	28.8	29.6	30.4	31.2	32.0	32.8	33.6	34.4	28.4
パラウ	25.6	26.2	27.0	27.9	28.7	29.5	30.3	31.1	31.9	32.7	33.5	34.3	28.3
トラツク	25.5	26.1	26.9	27.8	28.6	29.4	30.2	31.0	31.8	32.6	33.4	34.2	28.2
ボナハ	25.4	26.0	26.8	27.7	28.5	29.3	30.1	30.9	31.7	32.5	33.3	34.1	28.1
ナルト	25.3	25.9	26.7	27.6	28.4	29.2	30.0	30.8	31.6	32.4	33.2	34.0	28.0

累年平均月別各地氣壓表 (吋) (自大正七年至同九年三箇年間)

地名	月												平均
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
サイパン	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
チャップ	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
パラウ	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
トラツク	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
ボナハ	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
ナルト	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0



月別各地雨量表 (耗) (大正九年調査)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
サイパン	四六・〇	四三・〇	三三・〇	八二・八	四三・〇	一八・二	四三・六	四三・六	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一八・九
チャップ	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
パオ	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
トリ	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
ボナ	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
ヤル	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
ト	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇
平均	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇	三三・〇

累年平均月別各地最多風向表 (自大正七年至同九年三箇年間)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
サイパン	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
チャップ	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
パオ	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
トリ	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
ボナ	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
ヤル	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
ト	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東
平均	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東	北東

○人種

各群島に於ける土人の種族に關しては、所説區々にして一定せず、或は馬來半島より東遷せしと傳へ、或は南方「ポリネシア」人の北進したるものと稱す、各群島土人の言語、風俗及習慣の相異なる點より察するに、極めて錯雜せる人種なるべきは想像するに難からず、之を概別して「チャモロ」「カナカ」の二種族とす。

「チャモロ」族は性温順勤勉にして、其の容貌風姿稍「カナカ」族に勝る、衣食住も亦比較的進歩したるものありて「カナカ」族とは此等の點に於て、殆ど其の趣を異にせり、其の上流の者に在りては洋風清楚の住宅を有し、居常洋装をなし、中にはピアノの如き樂器を備へ、寛活なる文化的生活を營む者尠からず、之れ一つは其の種族性に因るべきも、其の多くは西班牙領時代より、久しく宗教の感化を受けたるに因を爲せるものと認めらる。

「カナカ」族は概して性温順にして快活なり、然れども徒に天恵の餘澤に享樂し、極めて懶惰にして勞働を嫌ひ且つ恬淡にして事物に就き研究執着なき弊あり、文化の程度亦低く、其の居常尙未だ原始的状態を脱せざる者多し。

「カナカ」族は其の數に於て「チャモロ」族の約十六倍に達し、群島を通じて土人の數四萬九千の内

約四萬六千は「カナカ」族之を占む。(以下土人を島民と稱す)

一四

## ○風 俗

言語——言語は主として各群島の主要島を中心とし、各特種の言語を有し相通せず

邦語——占領以來約十年間、島民學校又は公學校に於て、一般島民兒童に教育を施し來りたるを以て、今や其の卒業生本科三千九百五十八人補習科千百二十八人(昭和二年四月調)を算す、之等卒業生は大體各島に遍きを以て、今日に於ては、群島の大部分は、邦語を以て略一般に便するを得るの狀況なり、他に西班牙語、英語又は獨逸語を解する者稀ならず。

衣服——「チャモロ」族及東部「カナカ」族の一部分の外、概して裸體(裪、腰卷等を用ふ)跣足なるも文化の風潮は先づ形式的に彼等の居常に及び、装身の風漸次進化するを認めらる、殊に帝國の統治に歸してより漸次著衣する者の數増加するの傾向あり。

「カロリン」群島には裸體の者多く、「マーシャル」、「マリアナ」群島には著衣の者多し、之れ蓋し「マーシャル」群島は往古より歐洲人に接觸するの機多かりしと、宗教の感化を受くること久しかりしとに因り、「マリアナ」群島は多くは「チャモロ」族なるに因れり、一同群島中と雖歐洲人及邦人の教化の及不及の如何に由り、亦多少の差異無きに非らざるも、著衣は凡て男女共洋風にして、男子はシャツの下に半袴を穿ち、女子は更紗金巾等にて作れる西洋婦人の寢衣様のものを用ふるを普通とす。

一五

下層の島民は殆ど寢具を用ゐず、一般に林投樹の葉を以て編みたる敷物を敷き、塵臥飲食凡て此の上に於てす、未開人種の常としては古來より文身、裂耳、耳環、腕環、脚環、頸飾、彩身等に依り身體に裝飾を爲すの風習あるも、教育及宗教の感化に依り漸次斯る惡風は減少しつつあり。

食物——天恵に裕なる本群島は、食物を得るに頗る簡易なるを以て、少數の上流者を除き多くは主食として野生の植物を用ひ、間々漁獲したる魚介に簡單なる調理を加へて食す、主食物の種類は麵包樹椰子樹等の果實、タロ芋（里芋の類）、ヤム芋（山芋の類）、甘藷、タビオカ等にして、地方に依りてはボーイ（南洋粟）、玉蜀黍等を食す。最近に至りては、米を食する者次第に多きを加ふるの傾向あり牛、豚、山羊、鶏、鳩、犬等の鳥獸肉、蟹、シヤコ貝其の他魚類及蜜柑、「バインアップル」、「マンゴー」、「バナナ」、「パパイヤ」等の果實は彼等の好んで食する所なり。

其の他島民の最も嗜好するものは酒、煙草及檳榔椰子なり、島民の飲酒は往々兇暴を逞しうするの動機となる處あり且つ衛生上の必要より之を禁止せり。

食料水は概して雨水又は椰子の實より之を得るも、中には溪流又は井水に頼るもの無きに非ず。

住居——衣食既に單純にして原始的なるが如く、住居も亦一般に粗雜にして簡單なり、家屋は其の構造に於て群島各其の特色を現はせり、西「カロリン」群島の諸島は稍進歩せる構造を有し、殊にバラオ諸島の家屋に在りては堅牢にして床上高く採光通風等に多少の考慮を拂へるものあるを認めらる、其

の「アバイ」と稱する彼等の集會所（オールメンハウス）は、比較的規模宏大にして、種々の彫刻其の他の裝飾を施し濃麗なる色彩を加へたるものあり。

西「カロリン」群島「トラツク」諸島及「マーシャル」群島に於ける住居は概して劣等にして簡單なる床上或は土間に藁座を敷き椰子の葉の編みたるものを以て其の周圍を覆ひて起臥す、屋根は一般に椰子又は林投樹の葉を以て葺けり、資産ある者又は「チャモロ」族の多くは、木造又は「コンクリート」亜鉛板葺の洋風家屋に居住す、殊に「サイバン」島に於ける「チャモロ」族に在りては、洋風「コンクリート」の家屋軒を連ね、集つて一街區を成せり。





邦	島民		人
	カ	チヤモロ	
計	ナ	カ	計
計女男	計女男	計女男	計女男

春	夏	秋	冬	月曜島	水曜島	日曜島
二二二 三三三 一〇〇 三五八	一一一 二二二 一〇〇 三五八	一一一 二二二 一〇〇 三五八	一一一 二二二 一〇〇 四五六	五二二 三三八 〇〇〇 〇〇〇	一一一 二二二 一〇〇 三八五	一一一 二二二 一〇〇 二〇二
七一六	二一八 六五一	一一一 九八一	九一八	五六九	三二 〇六四	一一一 二〇二

邦	島民		人
	カ	チヤモロ	
計	ナ	カ	計
計女男	計女男	計女男	計女男

春	夏	秋	冬	月曜島	水曜島	日曜島
四二二 六二四 八一七 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	八二六 三〇二 三三〇	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三
三六七 二二〇	二一八 六五一	一一一 九八一	九一八	一四六 三七六	三二 〇六四	一一一 二〇二

(ハ) トラツク支應管内

邦	島民		人
	カ	チヤモロ	
計	ナ	カ	計
計女男	計女男	計女男	計女男

春	夏	秋	冬	月曜島	水曜島	日曜島
八三五 三二〇 二八四 九五四	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	八四四 六三三	一一一 二二二 一〇〇 四一三	一一一 二二二 一〇〇 四一三
三六七 二二〇	二一八 六五一	一一一 九八一	九一八	一四六 三七六	三二 〇六四	一一一 二〇二

(ロ) ヤツプ、バラオ支應管内

(イ) サイパン支應管内

(ニ) 主要島別人口

外 國  
合 計  
人  
計 女 男

二一〇  
三〇一  
〇六四  
一、四六七  
二四八〇  
一、二五六  
一八三三  
一、〇四五  
一九一〇  
五二二  
四五八  
五五九  
一、七八九  
三三九  
三一一  
二〇二

邦 人  
計 女 男

三二二  
二二五  
一八三  
五三三  
八二六  
一、三四九  
一、八七  
二、四六  
三、三六

島 民  
計 女 男

五二二  
二二七  
二六六  
五二二  
三三七  
二六六  
九四三  
三三〇  
八五三  
一、八八〇  
九六三  
〇〇〇

外 國  
計 女 男

五二二  
五五〇  
〇〇〇  
六二四  
一、一  
一、一  
一、一  
一、一

合 計  
計 女 男

九四三  
五四一  
五二四  
四二二  
一、一  
一、一  
一、一  
一、一

密 度

人 口 面 積 一 方 里 人 口 密 度

サイバン支應管内	九、四七五	四一・四三	二二八・一
ヤップ支應管内	七、四一八	一四・六四	六〇六・七
バラオ支應管内	七、一五三	三一・〇〇	二二〇・七
トラツク支應管内	一五、五二一	八・五五	一、八一五・三
ボナベ支應管内	八、二三八	三二・六五	二五二・三
ヤルット支應管内	九、六六一	一一・〇五	八七四・三
全 群 島	五七、四六六	一三九・三二	四一二・五

戸 數

サイバン支應管内	一、六三二	一、四四	二、五八九	二、一七五	四二四
ヤップ支應管内	六三	四四二	一六八	二、三八	三〇
バラオ支應管内	四四	四四二	一四〇	二、二〇五	四二二
トラツク支應管内	一四四	一四四	一七〇	二、六二七	二、二〇五
ボナベ支應管内	一六八	一四〇	一七〇	二、六二七	二、二〇五
ヤルット支應管内	一四〇	一四〇	一四〇	二、六二七	二、二〇五
計	一、六六二	一、四四	一、七〇	二、六二七	二、二〇五

十四年末 現在 比較増減

職業別	支那		朝鮮		内地人		計
	男	女	男	女	男	女	
農業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
工業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
礦業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
商業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
交通業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
公務	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
自由業者	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
其他業者	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
水産業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
島民	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
外國人	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
合計	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449

### 職業別人口

(一) 邦人

職業別	支那		朝鮮		内地人		計
	男	女	男	女	男	女	
農業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
工業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
礦業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
商業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
交通業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
公務	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
自由業者	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
其他業者	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
水産業	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
島民	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
外國人	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449
合計	1,421	28	1,421	28	1,421	28	1,449

職業別	無職業者		使家人事		有其業者		自公山業務		交通業		商業		工業	
	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ
計	二、六六六				三七	二二	四〇							二七三
計	一三三				一五四									八二
計	一九五				一八七									四六
計	六				一三九									三三
計	八				五〇									
計	三、〇〇八				九二									二二
計	三、〇〇八				一三三									三四

職業別	計		無職業者		使家人事	
	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ	カ ナ カ	モ チ ロ ヤ
計	五、八二七					
計	八三					
計	一七〇					
計	一七二					
計	一、三三六					
計	三、八四					
計	三、七三					
計	二、六〇					
計	二、六〇					
計	八、二九八					
計	九、三九三					

括弧内数字は臺灣籍民の外敷なり

(一) 島民

支那別  
サイパン  
ヤップ  
パラオ  
トラツク  
ボナベ  
ヤルット  
計



島民の年齢は確實に知ることを得ざるを以て推定年齢に依るものなり。

(三) 外国人

年齢別	支那別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計
	女	男							
一	〇	一							一
二	〇	二							二
三	〇	三							三
四	〇	四							四
五	〇	五							五
六	〇	六							六
七	〇	七							七
八	〇	八							八
九	〇	九							九
計	〇	一〇	七	一七	一四	一三	一五	一一	七七

年齢別	支那別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計
	女	男							
一	〇	一							一
二	〇	二							二
三	〇	三							三
四	〇	四							四
五	〇	五							五
六	〇	六							六
七	〇	七							七
八	〇	八							八
九	〇	九							九
計	〇	一〇	三、六四一	七、二三〇	五、七六三	一五、二二四	七、八四六	九、三九〇	四八、九九四

年齢別	支那別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナバ	ヤルット	計
	女	男							
一	〇	一							一
二	〇	二							二
三	〇	三							三
四	〇	四							四
五	〇	五							五
六	〇	六							六
七	〇	七							七
八	〇	八							八
九	〇	九							九
計	〇	一〇	五、八二七	一、七二一	一、三七六	三、八四一	三、七七七	二、六〇〇	八、三九五









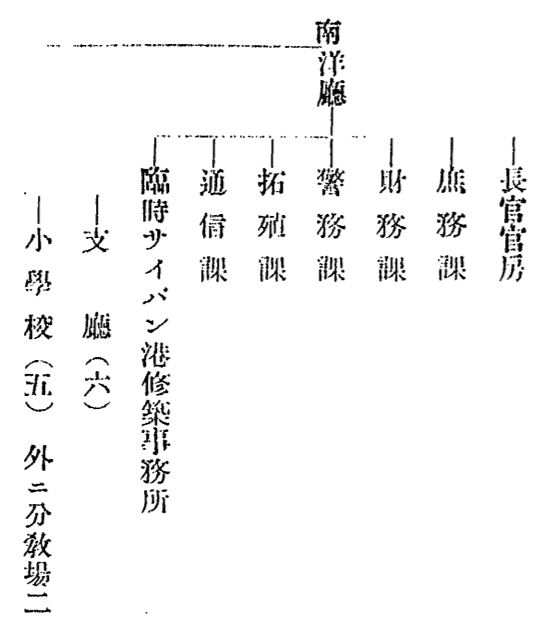




計	其ノ他		布教者	
	去 計 女男	來 計 女男	去 女男	來 女男
一八七	一八七	一	一	一
一	一	一	一	一
二	二	一	一	一
二	二	一	一	一
二	二	一	一	一
三	三	一	一	一
五	五	一	一	一
五	五	一	一	一

# ○南洋廳

設置年月日 大正十一年四月一日  
 所在地 南洋群島西「カロリン」群島「バラオ」諸島「コロール」島  
 行政系統 大正十三年十二月二十五日官制改正





## ○土地

本群島の總面積約百四十平方里即ち約二十二萬町歩にして、内農耕適地又は椰子林適地として、推定約七萬町歩を算せらる然るに既に開墾せられたる農耕地としては約一萬二百町歩、椰子林としては二萬六千六百町歩計三萬六千八百町歩にして、猶三萬三千餘町歩の土地は將來に向つて經濟的利用の時機を俟てり。

### 官有土地貸下面積

支廳管區	地目別	宅地	畑	森林	原野	椰子林	雜種地	計
サイパン	町歩	0.10	1.00	八、八七、八三	一、二五、〇五	三、五七、一五	—	一〇、三六、〇七
ヤップ	町歩	0.12	0.03	—	0.03	—	—	0.18
パラウ	町歩	1.05	—	三、四、〇〇	六、二、八七	—	—	八、七、九二
トラツカ	町歩	1.55	0.12	—	0.12	—	—	一、七九
ボナペ	町歩	10.68	1.22	四、五、〇〇	1.12	—	—	一五、五二
シャルト	町歩	1.28	—	—	0.03	—	—	一、三一
計	町歩	15.28	2.37	九、〇七、八三	一、九二、四二	三、五七、一五	—	一四、五七、六五

## ○農業

島民の農業状態は頗る原始的にして、玉蜀黍、甘藷、タビオカ、薯蕷、甘蔗、麩麵果、鳳梨、バナナ、密柑等を頗る粗放的寧ろ放任的に植栽せり従つて其の收量も少なく品質も亦劣れり。

近時邦人の増加と農業上の施設と相俟つて島民の啓發並に生活の向上とに依り著しく開拓を誘發しつゝあり。

本群島の畜産は頗る幼稚の域を脱せず従つて其の飼養管理の方法も見るべきものなし

牛は主としてサイパン支廳管内に多く役牛にして豚は島民好んで之が飼養を爲し管内畜産の最たるものなり。

鶏は肉用卵用として豚に次ぐ重要なものなるが從來放飼の状態にあり産卵率も著しく少し。

耕地面積 (椰子林ヲ含マス)

支廳管區	既 耕 地			新 耕 地			計
	甘蔗畑 町歩	其の他 町歩	計	甘蔗畑 町歩	其の他 町歩	計	
サイ イ バ ン	三、〇三三	四、三五一	七、三六四	五三二	二四〇	七、四五二	計
ヤ ツ ブ	一	二、二八三	二、二八三	一	五〇	二、二八三	計
ト ラ ツ ク	一	八八、五〇	八八、五〇	一	四、五〇	九三、〇〇	計
ボ ナ ペ	一、五〇	三三〇、六〇	三三二、一〇	一、〇〇	一、五〇	三三三、七〇	計
ヤ ル ト	一	五〇、九〇	五〇、九〇	一	八〇	五四、二〇	計
計	三、〇三三	七、一〇五	一〇、一三八	五四二	三二、三〇	一〇、二一九	計

農業戸數

支廳管區	戸 數		男 人		女 口		計
	戸數	男 人	女 口	計	計		
サイ イ バ ン	六八九五	一、二六六	一、三三六	一、九二二	一、四七二	計	
ヤ ツ ブ	一	一	一	一	一	計	
ト ラ ツ ク	一	一	一	一	一	計	
ボ ナ ペ	一、四八七	一、七八二	一、三九六	一、九一八	一、四七二	計	
ヤ ル ト	一	一	一	一	一	計	
計	七三五七	九三五八	八四一	一、七七九	一、四七二	計	

農 産 物

品名	サイ イ バ ン		ヤ ツ ブ		パ ラ オ		ト ラ ツ ク		ボ ナ ペ		ヤ ル ト		計
	数量 (石)	價格 (圓)	数量 (石)	價格 (圓)	数量 (石)	價格 (圓)	数量 (石)	價格 (圓)	数量 (石)	價格 (圓)	数量 (石)	價格 (圓)	
玉蜀黍	三、七九	三、七九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
粟	三〇	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
黍	三三、七	三三、七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
小豆	九、九七	九、九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
花生	一、〇九	一、〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
落花生	一、〇九	一、〇九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
甘蔗	六、九七	六、九七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計
計	六、三三〇	六、三三〇	一、〇四三	一、〇四三	一、一七二	一、一七二	三、四六五	三、四六五	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	計





家		禽				
計	其他	鷓鴣	鳩	吐綾鷄	鷄	
一九、六二三			一〇	二〇	一九、一三五	
六、八〇三				二	六、七八六	
七、五五三				七	七、四三二	
四、四七九			九		四、〇三三	
九、二〇九				八	八、八八七	
一一、二六六				二七〇	一〇、三八三	
五八、九二三				一九	五六、六四五	
					四四八	
					一一四	
					二二三	
					六一三	
					一、八七一	
					三八七	

五二

### ○糖 業

製糖業は本群島主要産業の一にして大正六年「サイバン」島に於て西村拓殖株式會社及南洋殖産株式會社の二社の創業に始まり大正十年十二月新に資本金三百萬圓の南洋興發株式會社創立せられ前記二社の事業を繼承し今日に及びり。  
 現在甘蔗の栽培せらるゝはサイバン島にして同社の製糖能力は千米噸の分蜜製糖機一基一晝夜約百二十萬斤の甘蔗を壓搾し得。作付面積及産糖高を示せば左の如し。

#### 甘蔗作付面積及産糖高

年次	作付面積	産糖高	備考
大正八—九年	四五九〇〇	七五五、五九九	白下糖及赤糖
同 九—十年	五三九三六	一、九五六、〇〇三	同
同 十—十一年	八三二一五	二、五八、六〇〇	分蜜糖(黄双)
同 十一—十二年	一、六七六五〇	二、一三一、一〇〇	同
同 十二—十三年	二、一七二五〇	五、八三七、八〇〇	同
同 十三—十四年	二、五一七三〇	一四、八九六、四〇〇	同
同 十四—十五年	二、七五六九六	一五、二六七、六〇〇	同
同 十五—昭和二年	二、九六七八四	二〇、一九三、九六〇	同

五三



### ○ 鑛 業

鑛産として見るべきものは、唯燐鑛あるのみ、「アングウル」島の燐鑛は目下南洋廳の官營に屬し、其の蓄積量約二百四十萬噸と唯定せられ年産額約六萬噸、此の金額百餘萬圓に上れり、「アングウル」島の外燐鑛の蓄積を有する島嶼に、「ペリリユー」「フアイヌ」島其の他二三あり。

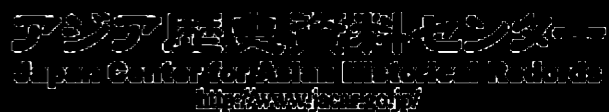
アングウル島の燐鑛は西曆一九〇三年（明治三十六年）獨逸探險隊に依り初めて發見せられたるものなり。現今は南洋廳探鑛所を置き、所長（技師）の外技手四人書記三人を以て其の業に當れり昭和元年末現在の使役雇傭人並に職工鑛夫數左の如し。

雇 員 六人 備 人 九人 職工鑛夫 四六九人

#### 燐鑛(精鑛)移出累年表

年 度	輸 移 出 噸 數	價 格
大 正 六 年 度	四七、五〇五	一、二三二、二三一
大 正 七 年 度	五六、六九九	六九〇、八一〇
大 正 八 年 度	七三、六八五	一、四一九、七二八
大 正 九 年 度	五五、五五二	一、〇三九、九九七

大 正 十 年 度	五四、八六八	一、四七七、九一〇
大 正 十 一 年 度	五六、三〇〇	一、〇一九、八九七
大 正 十 二 年 度	五九、九八七	一、〇四九、七七二
大 正 十 三 年 度	六〇、六五七	一、〇九七、八九一
大 正 十 四 年 度	六五、八六四	一、三二〇、五七三
大 正 十 五 年 度	六二、九二二	一、二九九、一三三







品名	数量	価格	金額
椰子細	11	3,700	40,700
椰子油	11	3,000	33,000
椰子蜜	11	1,400	15,400
サイダー	11	1,200	13,200
及ラム	11	1,200	13,200
蜆蛎	11	1,200	13,200
計	55	5,500	605,000

酒類醸造高 (サイパン支應管内以外になし)

品名	醸造戸数	石数	金額
焼酎	13	427,350	36,530
糖酎	1	434,792	26,458
濁酒	2	750	58
其他	3	2,263,422	456,305
計	19	3,126,314	519,351

備考 醸造戸数中括弧内数字は兼業者戸数を示す。

工場 (サイパン支應管内以外になし)

工場名	職工人数		一年間製造能率	
	男	女	製造高	製品価格
製糖工場	63	109	25,200,000斤	5,040,000圓
酒精工場	4	18	5,289石	1,144,450
清涼飲料製造所	3	1	1,752,000本	1,467,300
計	70	127	31,241,289	7,251,750

備考 製造高数量と別表工産物数量と符合せざるは本表は一ケ年間製造能率の数量なるに因る。



日 下 下 木 船 木 水  
 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭  
 人 人 人 人 人 人 人  
 夫(月) 男(月) 女(月) 工(月) 工(月) 工(月) 夫(月)

女男

〇、八〇  
 一五、〇〇  
 七、〇〇  
 一八、〇〇  
 七、〇〇

(二) 島

〇、五〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 一、〇〇  
 一、〇〇

民

〇、七〇  
 三六、〇〇  
 二一、〇〇  
 二、〇〇

〇、九〇  
 一〇、五〇  
 七、五〇  
 一、二〇  
 一、二〇

〇、七〇  
 一〇、〇〇  
 七、五〇  
 一、五〇  
 一、五〇

一、二〇  
 一五、〇〇  
 九、〇〇  
 三、〇〇

木 下 鉄 疊 下 銅 電 鐵 機 農 日 船 鍛 左 木  
 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭 傭  
 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人  
 夫(月) 男(月) 職(月) 工(月) 工(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月) 夫(月)

一八、〇〇  
 二五、〇〇  
 二、八〇  
 一、五〇  
 二、八〇  
 一、二〇  
 二、五〇  
 四、五〇  
 四、五〇  
 四、五〇  
 四、五〇  
 四、五〇  
 四、五〇

(二) 邦

○ 勞 銀

班

耐(四合瓶)

〇、三八

人

二〇、〇〇  
 四、三〇  
 四、五〇  
 三、〇〇  
 五、〇〇  
 二、五〇

食付一五、〇〇  
 食付三〇、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 二、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 四、〇〇

四、〇〇  
 五、〇〇  
 二、五〇  
 六、五〇  
 五、五〇  
 五、五〇

一五、〇〇  
 五、〇〇  
 四、〇〇  
 二、五〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇

五、〇〇  
 五、〇〇  
 五、〇〇





茶、咖啡、コ、ア、 チヨロント	七、六五	九、九三	一、九三	五、八七	四、五五
砂糖	四、八八	五、九五	九、〇七	五、八七	四、五五
香料及原料	四、九三	六、三九	三、八七	五、八七	四、五五
日本酒、其ノ他酒精	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
飲料、香泉、非酒精	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
飲料	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
煙草	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
毛皮、革、甲殼、護	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
油、脂臘及其ノ製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
石油	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
藥品其ノ他化學的藥品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
染料、塗料、顏料類	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
絲織、繩索及其ノ製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
布帛、布帛製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
衣服裝身具、帽子、 傘、靴類	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
紙、紙製品、書籍、 繪具、文具及其ノ	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
陶磁器、硝子及其ノ	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
土、石、セメント其 ノ他礦物製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
金銀及金屬製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
器具、器械、軍械及 運搬具	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
建築木材、木製品	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
船	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五
銃砲其ノ他武器	四、九三	四、〇五	三、八七	五、八七	四、五五

七〇

輸出品

射撃用品マツチ其ノ 他燃發物	三、四〇	三、五五	五、四八	五、三三	三、五五	六、〇〇
雜貨	八、三三	一、七五	八、七九	一〇、〇〇	三、七〇	一〇、〇〇
石炭	一、二六	一、六八	一、三〇	五、一〇	五、一〇	一、二六
計	一、二六	一、六八	一、三〇	五、一〇	五、一〇	一、二六
米	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
穀物、麥粉、澱粉、麵類	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
肉類、魚類、果實罐詰 及調味品	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
茶「チヨロント」、 「チヨロント」	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
砂糖	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
香料及其ノ原料	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
酒類	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
果汁、礦泉、非酒精飲料	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
煙草及其ノ製品	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
毛皮革甲殼「ム」製品	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
油、脂臘及其ノ製品	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
石油	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
藥品其ノ他化學的製品	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇
染料、顏料及塗料類	八、六〇	四、四六	五、三三	一三、五九	二二、一九	八、六〇

七一



糖類 二〇,〇〇〇  
 酒類 二,〇〇〇  
 砂糖 二,〇〇〇  
 高麗糖 二,〇〇〇  
 海貝類 二,〇〇〇  
 海參 二,〇〇〇  
 鱈魚 二,〇〇〇  
 麻袋 二,〇〇〇  
 木炭 二,〇〇〇  
 古鐵類及古船具類 二,〇〇〇  
 其他 二,〇〇〇

輸移入品累年表

植物 苗、種子 二,〇〇〇  
 生畜 二,〇〇〇  
 米 二,〇〇〇  
 穀類 二,〇〇〇  
 穀物、麥粉、澱粉、麵類 二,〇〇〇  
 肉類、魚類、果實及罐詰其他調味品 二,〇〇〇  
 茶、咖啡、ココア、チョコレート 二,〇〇〇  
 砂糖 二,〇〇〇

品名	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
糖類	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇
酒類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
砂糖	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
高麗糖	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
海貝類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
海參	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
鱈魚	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
麻袋	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
木炭	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
古鐵類及古船具類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
其他	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇

品名	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
植物 苗、種子	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
生畜	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
米	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
穀類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
穀物、麥粉、澱粉、麵類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
肉類、魚類、果實及罐詰其他調味品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
茶、咖啡、ココア、チョコレート	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
砂糖	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇

香料 及 原料 二,〇〇〇  
 日本酒各種酒精飲料 二,〇〇〇  
 果汁、香果其ノ他非酒精飲料 二,〇〇〇  
 煙草 二,〇〇〇  
 毛皮、革、甲殼、繭膜 二,〇〇〇  
 油、脂臘及其ノ製品 二,〇〇〇  
 石 二,〇〇〇  
 藥品其ノ他化學的藥品 二,〇〇〇  
 染料、顔料、塗料類 二,〇〇〇  
 絲織、繩索、及其ノ製品 二,〇〇〇  
 布帛、布帛製品 二,〇〇〇  
 衣服、裝身具、帽子、傘、靴類 二,〇〇〇  
 紙類、紙製品、書籍、繪畫、文具類 二,〇〇〇  
 陶磁器、硝子及其ノ製品 二,〇〇〇  
 土、石、セメント其ノ他礦物製品 二,〇〇〇  
 金屬及金屬製品 二,〇〇〇  
 器具器械、車輛及運搬具 二,〇〇〇  
 建築木材及木製品 二,〇〇〇  
 船 二,〇〇〇  
 銃砲其ノ他武器 二,〇〇〇  
 射擊用品、マツチ其ノ他爆發物 二,〇〇〇

品名	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
香料 及 原料	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
日本酒各種酒精飲料	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
果汁、香果其ノ他非酒精飲料	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
煙草	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
毛皮、革、甲殼、繭膜	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
油、脂臘及其ノ製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
石	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
藥品其ノ他化學的藥品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
染料、顔料、塗料類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
絲織、繩索、及其ノ製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
布帛、布帛製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
衣服、裝身具、帽子、傘、靴類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
紙類、紙製品、書籍、繪畫、文具類	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
陶磁器、硝子及其ノ製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
土、石、セメント其ノ他礦物製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
金屬及金屬製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
器具器械、車輛及運搬具	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
建築木材及木製品	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
船	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
銃砲其ノ他武器	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
射擊用品、マツチ其ノ他爆發物	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇

石	八六、六五	一四、三三	二四、八五	四〇、八〇	一五、〇〇	一〇、〇〇
雜	九〇	六、五七	六六、三三	一九、〇〇	一三、六六	一三、〇九
貨	六〇、七六	一、八三、七九	三、四四、二四	二、五三、九三	三、六四、八〇	一三、六六
計						
幣						
炭						
品						
計						

七六

### ○金 融

金融機關としては未だ銀行質屋等の如きものなく郵便機關を其一として擧げ得るのみ。

#### 爲替貯金取扱金額 (大正十五年 昭和元年 年度)

局 所	振 出		振 入		預 入		預 戻	
	口金 數額	口金 數額	口金 數額	口金 數額	口金 數額	口金 數額	口金 數額	口金 數額
(一) 内 國 爲 替 (郵便、電信)								
サイパン	九五、一四三	一、九七三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
ヤップ	一、六七三	一、六七三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
パラオ	八、〇五五	六、〇五五	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
アンガウル	一、四七六	一、四七六	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
トラツク	三六、六四一	二、三〇三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
ボナハ	二八、四四九	二、三〇三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
ヤルート	四四、五五七	三、三〇三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
計	三〇一、六六六	三、七三三	一、六三六	一、五八八	一、六三六	一、五八八	一、五八八	
(二) 外 國 爲 替								
振 出								
口金								
數額								
振 入								
口金								
數額								
(三) 郵 便 貯 金								
振 出								
口金								
數額								
振 入								
口金								
數額								

七七



連絡線は門司より「バラオ」に直行し「トラツク」「ボナベ」「クサイ」「ヤルート」に至る其の横濱よりの往復航程八千四百三十五哩にして、所要日数約五十八日とす。

現今使用船舶四隻、其の總噸一萬千八百八十三噸航海度數東廻五回、西廻十二回及東西連絡四回にして、日本郵船株式會社の受命する所なり。

群島各島間の連絡航路は大體に於て各支應管内別に其の航路を定め、支應所在地を起點として東廻西廻を定む、其の航海線の名稱左の如し。

マリアナ線 (サイパン支應管内)

西カロリン線 (ヤップ、バラオ支應管内)

東カロリン線 (トラツク、ボナベ支應管内)

マーシャル線 (ヤルート支應管内及同管内と英領ギルバート間)

使用船舶五隻、總噸數千九百七十三噸、航海度數五十五回にして、南洋貿易株式會社の受命する所なり。尙十三年度より「トラツク」を基點として「グリーンニツチ」を経て濠洲委任統治領の「ケビアン」「ラバウル」に至る航路を開始せり。

### 道路延長

#### 道 幅

支應別	道幅	間	間半	二間	二間半	三間	三間半	四間	以上	計
サイパン支應管内	七〇八〇	三三〇〇	七八〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇〇	三九,九〇〇
ヤップ支應管内	—	三四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三四,〇四九
バラオ支應管内	六六六	一〇七三	二四六	九	一〇五	—	—	—	—	一三,〇八〇
トラツク支應管内	五四〇	二二六四〇	三六〇	—	—	—	—	—	—	二四,五四〇
ボナベ支應管内	—	二二六〇	六六九〇	—	九〇	—	—	—	—	一一,五七四
ヤルート支應管内	—	—	二九七	—	—	—	—	—	—	八〇
計	一四,三四六	九三,四四一	一八,〇九三	九	二六四八	—	—	—	二,九三三	一七六,四三三

### 軌 條

支應別	哩數	軌間	汽罐車數	車輛數	軌條の目的	一日輸送能率	大正十五年軌條に依る收入
サイパン支應管内	四七,七九	二,六	七	三〇〇	甘蔗輸送	一,六〇〇,〇〇〇	三六〇
バラオ支應管内	一,三二	二,〇	—	四一	材料運搬	八四〇,〇〇〇	—
同	九,六〇	二,〇	五	二〇九	燐鐵運搬	二,四四〇,〇〇〇	三六〇
計	五九,七一	—	一二	五五〇	—	二,四四〇,〇〇〇	二,一八六,四〇〇



諸 車

荷 車	荷 牛 車	人 力 車	自 轉 車	其 他	計
サイパン支廳管内	二四	八五七	九七	三〇	一、〇一〇
ヤップ支廳管内	五	一	一	一	六
パラオ支廳管内	三五	七	一	一	一六七
トラツク支廳管内	二	一	一	一	三
ボナベ支廳管内	八	一	一	一	一六
ヤルット支廳管内	一八	一	一	一	六三
計	九二	八六六	二七〇	三〇	一、二六五

内地及群島各主要島間距離

(命令交通船航路に依る)

自 横 濱	至 マリアナ群島サイパン島	一、三五〇哩
自 門 司	同	一、三九〇
自 横 濱	至 西カロリン群島バラオ諸島コロル島	一、七二五
自 門 司	至 西カロリン群島バラオ諸島コロル島	一、六四〇
自 サイパン島	至 西カロリン群島ヤップ島	五七〇
同	至 東カロリン群島トラツク島夏島	六六〇

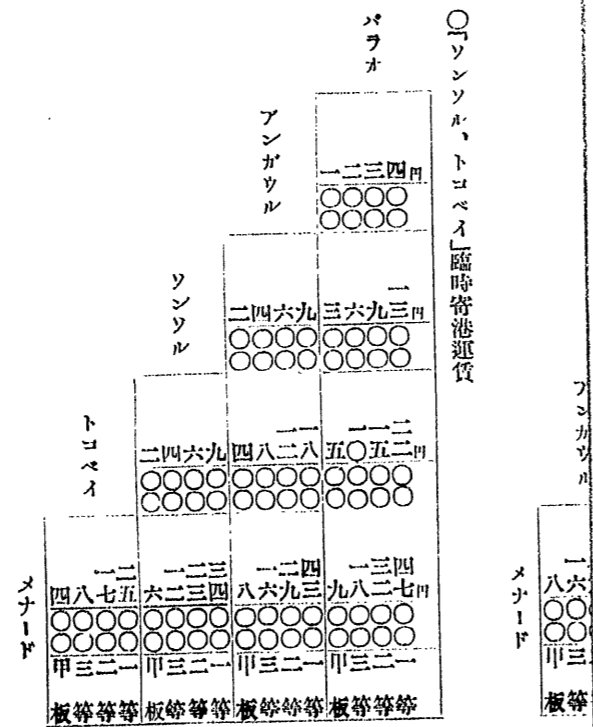
自 トラツク島夏島	至 東カロリン群島ボナベ島	三九〇
自 グリーニツチ島	至 濠洲委任統治領ケビアン	三三〇
自 ケビアン	至 濠洲委任統治領ラバウル	一七〇
自 ボナベ島	至 東カロリン群島クサイ島	三一〇
自 クサイ島	至 マーシャル群島ヤルット島	四二五
自 ヤップ島	至 西カロリン群島バラオ諸島コロル島	二六〇
自 バラヲ諸島コロル島	至 西カロリン群島アングウル島	四〇
同	至 東カロリン群島トラツク島夏島	一、一五〇
同	至 蘭領セレンベス島メナド港	六六〇
自 ヤルット島	至 英領ギルバート島	二七〇

出入船舶數

出 港	港 別	帆船	汽船	計
出 港	サイパン	六八	二三八	三三六
	ヤップ	三四	二七	六一
	パラオ	五〇	一三四	一八四
	アンガウル	三三	二八	六一
	トラツク	三七	一九	五六
	ボナベ	三三	三七	七〇
	クサイ	一九	二七	四六
	ヤルット	八五	六二	一四七
	計	三三	二二	五五
	計	八三	九〇	一七三







緊導  
計船  
淨  
標標

七 | |

三四 | 一

一三七 |

三一 |

三九二 | 八六

四 | |

二六四 | 一〇二

八六

東廻線

	横濱	大神	門司	二見	サシ
横濱	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
大神	四三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
門司	五二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
二見	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
サシ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
トランプ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
ボナベ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
クサイ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
ヤマト	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

	横濱	大神	門司	二見	サイパン
横濱	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
大神	四三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
門司	五二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
二見	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
サイパン	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

内地南洋群島各地間船客運賃表 (昭和二年四月調)

○「サイパン」間(南洋各線ニ適用)  
 ○「横濱」サイパン間(南洋各線ニ適用)  
 ○食事 一等、二等、和食附 (但シ、並食ハ洋食)  
 三等 和食附  
 甲板客 供食セス  
 ○小兒運賃 四歳未満一名無賃其餘ハ四分ノ一額  
 十二歳未満半額  
 ○甲板客運賃ハ南洋各島民ニ限リ適用ス  
 ○門司寄港省略ノ場合、横濱ト二見以南諸港ニ至ル相互間船客運賃ハ門司運賃ヲ適用ス

西廻線

	横濱	大神	門司	二見	サシ
横濱	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
大神	四三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
門司	五二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
二見	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
サシ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
トランプ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
ボナベ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
クサイ	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
ヤマト	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

	横濱	大神	門司	二見	サイパン
横濱	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
大神	四三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
門司	五二〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
二見	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
サイパン	一三〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇

○「サイパン」間(南洋各線ニ適用)  
 ○「横濱」サイパン間(南洋各線ニ適用)  
 ○食事 一等、二等、和食附 (但シ、並食ハ洋食)  
 三等 和食附  
 甲板客 供食セス  
 ○小兒運賃 四歳未満一名無賃其餘ハ四分ノ一額  
 十二歳未満半額  
 ○甲板客運賃ハ南洋各島民ニ限リ適用ス  
 ○門司寄港省略ノ場合、横濱ト二見以南諸港ニ至ル相互間船客運賃ハ門司運賃ヲ適用ス

裏面白紙

内地南洋間貨物運賃表

品名	単位	内地南洋間				内地南洋東方諸島間			
		サイパン	ヤップ	パラオ	ガウル	トラツク	ボナ	グサイ	ヤル
原低運取	百四ニ付	一、三	一、三	一、四	一、四	一、四	一、六	一、八	二、〇
最	船券一通	四、〇	五、五	六、〇	七、〇	七、五	七、五	七、五	七、五
雜貨	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一五、五	二二、五	二二、五	二二、五	二五、〇
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	九、五	一二、〇	一三、〇	一四、〇	一九、五	一九、五	一九、五	二一、〇
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	八、五	一一、〇	一二、〇	一二、五	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一九、五
機械油、石炭、コークス	同	八、五	一一、〇	一二、〇	一二、五	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一九、五
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
石	同	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
日常食糧品、菓子	千五百斤	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
綿、絲、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
糖、寸、荒物類	同	六、五	八、〇	九、〇	一〇、〇	一五、五	一五、五	一五、五	一七、五
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
繩、繩、吹空繩、ペンペラ、麻袋、刺蓆	四十才	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
醫藥器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
小荷物 (五才以下)	一個	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、五
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	九、五	一一、〇	一七、〇	一七、〇	一七、〇	一八、二
木炭	千五百斤	四、〇	五、〇	五、五	六、五	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
砂糖 (原料糖)	同	六、五	七、五	八、〇	八、五	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五

南洋群島間貨物運賃表

品名	単位	南洋群島間				南洋群島間			
		ト	ル	ラ	ト	ト	ル	ラ	ト
原低運取	百四ニ付	一、三	一、三	一、四	一、四	一、四	一、六	一、八	二、〇
最	船券一通	四、〇	五、五	六、〇	七、〇	七、五	七、五	七、五	七、五
雜貨	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一五、五	二二、五	二二、五	二二、五	二五、〇
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	九、五	一二、〇	一三、〇	一四、〇	一九、五	一九、五	一九、五	二一、〇
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	八、五	一一、〇	一二、〇	一二、五	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一九、五
機械油、石炭、コークス	同	八、五	一一、〇	一二、〇	一二、五	一八、〇	一八、〇	一八、〇	一九、五
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
石	同	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
日常食糧品、菓子	千五百斤	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
綿、絲、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	一一、〇	一二、〇	一七、五	一七、五	一七、五	一八、五
糖、寸、荒物類	同	六、五	八、〇	九、〇	一〇、〇	一五、五	一五、五	一五、五	一七、五
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
繩、繩、吹空繩、ペンペラ、麻袋、刺蓆	四十才	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
醫藥器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	八、〇	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
小荷物 (五才以下)	一個	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	四、〇	四、〇	四、〇	四、五
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	九、五	一一、〇	一七、〇	一七、〇	一七、〇	一八、二
木炭	千五百斤	四、〇	五、〇	五、五	六、五	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五
砂糖 (原料糖)	同	六、五	七、五	八、〇	八、五	一二、五	一二、五	一二、五	一五、五

考 備  
 一 中額金  
 一 フ做ニ  
 一 費貨費積接ハ合場ノ級接物荷上係關ノ便船  
 一 トコルヲ受申ニ外以表本  
 一 ル限ニノモノ下以才五量才ハ物荷小

裏面白紙

○財 政

豫 算

大正十五年度決算	歳出入	二,三三九,〇三六	四,六三〇,八九五	三,七〇八,三三七
昭和二年度豫算	歳出入	二,三三九,〇三六	四,六三〇,八九五	三,九四八,五七四
	歳出入	二,三三九,〇三六	四,六三〇,八九五	三,九四八,五七四
	歳出入	二,三三九,〇三六	四,六三〇,八九五	三,九四八,五七四

租 稅 收 入 總 額

人頭税	調定濟額	八〇,二〇〇	收入濟額	八〇,一四三	不納缺損額	五七	收入未濟額	五七
出港税	六八八,〇一一	六八八,〇一一	六八八,〇一一	六八八,〇一一				
關稅	四六,〇三四	四六,〇三四	四六,〇三四	四六,〇三四				
礦區稅	八〇	八〇	八〇	八〇				
計	八一四,三二五	八一四,三二五	八一四,二六八	八一四,二六八	八七		五七	

人頭税徴収額

八八

支應管内	島民		島民に非ざる者		計
	人員	税額	人員	税額	
サイパン支應管内	六六九	三、四六五	一、〇四二	六、一四一	一、七一一
ヤップ支應管内	二、〇〇三	六、四五六	一一一	六八六	二、一一三
バリオ支應管内	一、一五七	五、六五〇	六六三	四、三九三	一、八二〇
トリツツ支應管内	三、八八〇	一一、三八八	二一〇	一、六〇四	四、〇九〇
ボサハ支應管内	一、七九二	七、八二六	一六九	一、二二九	一、九六一
ヤルト支應管内	一一三	二九、九五八	二三四	一、五〇二	二四六
計	九、五二二	六四、七四三	二、四二九	一五、四五六	一一、九四一

備考 一、ヤルト支應管内に限り島民人頭税はコブラ数量二〇九噸五を以て代納し酋長之を納税するを以て其の人員一二を掲せり。  
二、計に符合せざるは各支應別に圓未満を切捨てたるに因る。

關税及出港税徴収額 (圓未満切捨)

支應管内	關税金額	出港税金額
サイパン支應	二六、三二五	六八八、〇一一
ヤップ支應	—	—
バリオ支應	—	—
トリツツ支應	—	—
ボサハ支應	—	—
ヤルト支應	—	—
計	二六、三二五	六八八、〇一一

トラツク支應	一三、四二五
ボナベ支應	—
ヤルト支應	五、二六七
計	四六、〇三四

租税外收入總額

項目	測定済額	收入済額	不納賦額	收入未済額
官業及官有財産收入	一、五四四、七六二	一、五四四、七六二	—	—
印紙收入	六、五三三	六、五三三	—	—
雑收	三四、三九〇	三三、八〇五	—	五八五
官有物拂下代	五九、一七九	五九、一七九	—	—
補充金	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	—	—
前年度剩餘金繰入	二、七四九、七七九	二、七四九、七七九	—	—
計	六、一九四、六四三	六、一九四、〇五八	—	五八五

官業及官有財産收入額 (圓未満切捨)

支應管内	郵便電信收入	醫院收入	林業收入	攤銷拂下代	官有物貸下料	電燈收入	計
サイパン支應管内	二〇、一七七	一八、六六二	四六、〇九六	—	八七一	—	八五、八〇六
ヤップ支應管内	七、〇八三	—	—	—	—	—	七、〇八三
バリオ支應管内	—	—	—	—	—	—	—
トリツツ支應管内	—	—	—	—	—	—	—
ボサハ支應管内	—	—	—	—	—	—	—
ヤルト支應管内	—	—	—	—	—	—	—
計	二六、三二六	一四、一八五	二、〇九三	二、九九二	一、三五〇	—	三三、五五二

八九

トワツク支應管内	六、一四一	五、一九六	八、九二七	五二八	一、四二五	二二、二二七
ボナハ支應管内	六、七三〇	五、一一四	一七、二三三	五八〇	一	二九、六五七
ヤルト支應管内	八、四三九	七、三九七	一〇、一五九	二、一五一	二八三	二八、三三九
計	七四、八九九	五一、八四五	九九、三三〇	二、九九三	五、八一七	一三、八四六
						一、五四四、七六二

備考 一、林業収入の重なるものは官有椰子林コブラ拂下代なり。  
 二、燐礦は六萬二千九百十二英噸にして一英噸二十圓六十五錢に當れり。

雑収入額 (圓未満切捨)

免許及手数料 懲罰及没収金 小切手支拂未済金収入 雑入	本 廳				計	其ノ他	合計
	サイバン	ヤツブ	バラカト	トワツク			
六、三三三	二、四四五	八、四三九	一、四三三	一、四三三	六、三三三	二、四四五	一、四三三
六、三三三	二、四四五	八、四三九	一、四三三	一、四三三	六、三三三	二、四四五	一、四三三

○地方行政

村 吏 (昭和二年四月現在)

サイバン支應管内	二	總村長又は區長	村長又は助役
ヤツブ支應管内	一		
バラオ支應管内	二		
トラツク支應管内	六		
ボナハ支應管内	一		
ヤルト支應管内	一		
計	三五		七三

現在の村吏は主として舊慣に依る大酋長又は酋長にして長官の認可を経て支應長之を命じ其の管轄區域は舊慣に依る。  
 カナカ族の村吏を總村長村長と稱しチャモロ族の村吏を區長助役と稱す。

總村長又は區長は支廳長の指揮監督を受け地方行政に關する左の事務を補助執行するの外舊慣に依り其の職務に屬する事項を執行し村長助役は總村長區長の職務を補佐す。

- 一、法規の周知に關すること。
- 二、願、届の進達に關すること。
- 三、支廳長より發したる命令の傳達又は其の執行に關すること。

### 在郷軍人職業別

職業	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナハ	ヤルット	計
農業	一四五	一	四	三	一	一	一五〇
水産	一四	一	八	一	二	一	二八
工業	一	一	二	一	一	一	二
商業	六八	三	四三	五	四	七	一一二
交通	四	一	一	一	一	一	四
公務	三〇	二	七三	一五	二〇	一四	一七三
其ノ他ノ有業者	三一五	一	一	二	一	九	三二六
家事用	二	一	一	一	一	一	三
無職	六三一	二九	一四一	五二	四八	六〇	九六一

### 在郷軍人兵種別

兵種	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナハ	ヤルット	計
豫備	八一九	一三	二一	四六	五三	一三一	一四九〇
後備	二三四	七二	四九	一一	三二	八七	三二七五
其他	二九七	一六	四〇	三〇	二五	三一	四三九一
計	六一七四	二四五	一一四七	四五七	四三五	五二八	八九五六







木工徒弟養成所學級、職員及生徒數 (昭和二年六月調)

パオ支廳管内	學級數	職員數	生徒數	計
備考 普通學科はコロール公學校訓導の兼任なり。	一	一	七	一七

木工徒弟養成所生徒出身地別

出身地別	第一學年		第二學年		計
	研	究	研	究	
サイパン	一	一	一	一	四
ヤップ	三	二	二	二	九
パオ	七	三	三	三	一六
トラツク	二	一	一	一	五
ボナベ	二	二	二	二	八
ヤルット	二	二	二	二	八
計	一七	一〇	一七	一〇	三六

○宗教

古來土人には特に宗教なるものなし、只一種の信仰を有せり例之或動物を一族の祖神と爲し又は或植物を神聖樹として之を崇拜するが如き、各島到る處殆ど迷信の標的たる神なるものあらざるはなし、西班牙及獨逸領時代に於て耶穌教宣教師の熱心なる傳道の結果漸次耶穌教を信仰する者多くなれり。佛教は「サイパン」島及「パオ」島に布教所を存するも之が信者は内地人及朝鮮人のみなるを以て島民の宗教としては一に耶穌教なりと言ふべし。

耶穌教會宣教師及信徒數

宣教師	信徒		計
	内地人	島外	
サイパン	二	一	三
ヤップ	一	一	二
パオ	一	一	二
トラツク	四	二	六
ボナベ	一	一	二
ヤルット	二	一	三
計	一〇	六	一六

計 三、六五五 七五三 九六七 一一、二三五 五、九三一 三、九〇〇 二六、三四一 一〇〇

備考 右の外各島に數ヶ所の布教所あり、宣教師以外に修道士及島民の傳道師數十名布教に従事す。

佛敎寺宇及信徒數

サイパン支廳管内	眞宗大谷派	寺院數	布教師	信徒(内地人)
バラオ支廳管内	眞宗大谷派	一	一	三〇〇
				三五〇

宗敎學校、教師及生徒數

學校名	所在地	宗派	教科目	教師	生徒數
サイパン宗敎學校	サイパン島	舊敎	信者心得	二	二五八
ロタ宗敎學校	ロタ島	舊敎	基督教小使、讚美歌	一	六一
コロール宗敎學校	バラオ島	舊敎	聖書講義、讚美歌	二	一〇五
秋島宗敎學校	トラツク島	舊敎	?	一	一一九
ルキノール宗敎學校	トラツク島	舊敎	?	一	九〇
ボナペ宗敎學校	ボナペ島	新敎	語學、聖書物語	四	二七
クサイイ基督學校	クサイイ島	新敎	讚美歌、聖書、英語	二	八九
ジヤポール宗敎學校	ヤルット島	新敎	聖書、讚美歌、算術	八	八九
イムロジ宗敎學校	ヤルット島	新敎	國語、讚美歌	四	八二
カトリック宗敎學校	ヤルット島	舊敎	語學、算術、地理	二	一一五
計				二七	九三五

○通信

全群島に郵便局七箇所を置く、各郵便局孰れも無線電信の装置を有するの外ヤツプ郵便局には獨逸時代より存する海底電信ありて沖繩縣那覇局に接続せり。

郵便局所在地

郵便局	位置
サイパン郵便局	サイパン島
ヤツプ郵便局	ヤツプ島
バラオ郵便局	バラオ諸島コロール島
アンガウル郵便局	バラオ諸島アンガウル島
トラツク郵便局	トラツク諸島夏島
ボナペ郵便局	ボナペ島
ヤルット郵便局	ヤルット島

通常郵便物取扱數

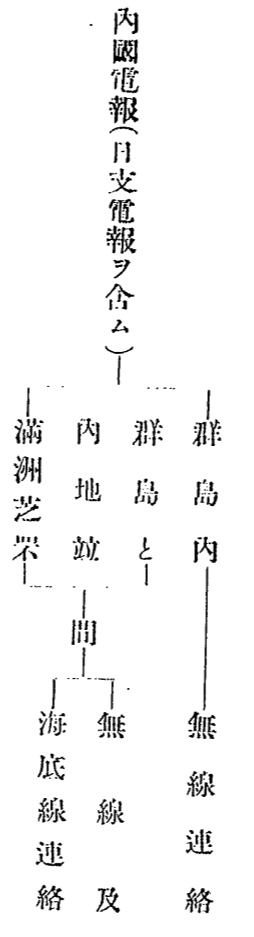
(大正十五年 昭和元年度)

局別	引受		交付		計
	普通	特殊	普通	特殊	
サイパン	五、四四三	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
ヤップ	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
パラオ	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
アンガウル	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
トラツク	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
ボナハ	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
ヤルット	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七
計	五、四四三	一、八七四	一、八七四	一、八七四	三、七四七

小包郵便物取扱数 (大正十五年度)

引受	再揚代金引換		再揚代金引換	計
	留	留		
一、五三三	三、四〇〇	一、五三三	二、二六	三、五〇
四、六二二	一、一六八	四、一〇八	八〇五	二、九七五
一、八九五	二、八一	一、〇七二	一、七二	一、三七〇
計	九、〇三三	四、七三九	六、四二	三、五一一

電信系統



群島各地と  
「ラバツル」「ナウル」「オーシャン」  
無線連絡(トラツク中繼)  
及濠太刺利方面  
群島與其他各地  
海底連絡(ヤツプ中繼)但シ  
群島内ハ無線連絡

電報取扱通数及料金 (大正十五年度)

局別	内國電報		外國電報		計
	發信	着信	發信	着信	
サイパン	四、六三三	五、〇三三	二、八七四	一、八七四	一三、四一四
ヤップ	二、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
パラオ	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
アンガウル	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
トラツク	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
ボナハ	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
ヤルット	一、八七四	一、八七四	一、八七四	一、八七四	六、五〇〇
計	一三、四一四	一三、四一四	一三、四一四	一三、四一四	五三、六五六

爲替貯金取扱数及金額 (大正十五年度)

爲替	取扱数		金額	
	振出	振替	金額	金額
振出	二、四七四	一、〇三三	三、〇七一	六、六八九
振替	五、二八一	一、〇三三	三、一七三	一、〇八七
計	七、七五五	二、〇六六	六、二四四	七、七七六















○司法

南洋群島の司法制度は二審にして、第一審を地方法院、第二審を高等法院と稱し、共に南洋廳長官に直屬し、高等法院は「バラオ」島に、地方法院は「バラオ」島「サイバン」島及「ボナベ」島に設置す。

支廳長をして特定の犯罪を即決せしむるの外法院の設置なき地に於ては司法事務を補助せしめ登記、供託及民事争議調停等の事務を取扱はしむ。

法院配置及管轄

高等法院	位 置	地方法院	位 置	管 轄 區 域
高等法院	バラオ諸島 コロール島	バラオ地方法院 サイバン地方法院	バラオ諸島 コロール島	バラオ支廳管内 ヤツプ支廳管内 サイバン支廳管内
		ボナベ地方法院	ボナベ島	トラック支廳管内 ボナベ支廳管内 ヤルート支廳管内

法院職員配置

高等法院	判 事	檢 事	書 記	雇 員	計
高等法院及同檢事局	(兼二)	一	(兼一)	(兼一)	(兼四)
バラオ地方法院及同檢事局	(兼一)	(兼一)	(兼一)	(兼一)	(兼四)
サイバン地方法院及同檢事局	一	(兼一)	一	(兼一)	(兼三)
ボナベ地方法院及同檢事局	一	(兼一)	一	(兼一)	(兼三)
計	(兼三)	(兼三)	(兼二)	(兼二)	(兼一〇)

檢事局受理處分件數

檢 事 局 名	受 理			起 訴			他 計			未 済
	舊 受 件 數	新 受 件 數	計 件 數	起 訴 件 數	不 起 訴 件 數	其 他 件 數	計 件 數	他 計 件 數		
サイバン地方法院檢事局	一	一	二	一	一	一	三	一	一	
バラオ地方法院檢事局	一	一	二	一	一	一	三	一	一	
ボナベ地方法院檢事局	一	一	二	一	一	一	三	一	一	

計	高等法院		高等法院検事局		計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
計	11	11	11	11	22	22
高等法院	11	11	11	11	22	22
高等法院検事局	11	11	11	11	22	22
計	11	11	11	11	22	22
高等法院	11	11	11	11	22	22
高等法院検事局	11	11	11	11	22	22

備考 本表中括弧内は犯罪の一部を不起訴、起訴未済若は起訴猶豫したるもの内数なり。

### 刑事事件表

法 院 名	受 理		既 済		未 済	
	受 新	受 計	有 罪	無 罪	既 済	未 済
サイパン地方法院	1	1	1	0	1	0
パラオ地方法院	1	1	1	0	1	0
ボネ地方法院	1	1	1	0	1	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0

備考 本表中括弧内は懲罰と罰金刑又は科料刑を併科せるもの内数なり。

### 民事事件受理處分件数

法 院 名	受 理		既 済		未 済	
	受 新	受 計	和解	取 下	既 済	未 済
サイパン地方法院	1	1	1	0	1	0
パラオ地方法院	1	1	1	0	1	0
ボネ地方法院	1	1	1	0	1	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0

高等法院の取扱なし。

### 和解事件

法 院 名	受 理		既 済		未 済	
	受 新	受 計	和解	取 下	既 済	未 済
サイパン地方法院	1	1	1	0	1	0
パラオ地方法院	1	1	1	0	1	0
ボネ地方法院	1	1	1	0	1	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0
計	3	3	3	0	3	0
高等法院	1	1	1	0	1	0
高等法院検事局	2	2	2	0	2	0



## ○ 衛 生

110

群島は熱帯圏内に在るも保健状態は一般に良好なり急性傳染病としては未だ「コレラ」「ペスト」黄熱睡眠病等の侵襲を見ることなく唯僅に腸「チフス」、「バラチフス」赤痢の數種を擧ぐるに過ぎず而も多くは大流行を見ず熱帯病としては「フランペジヤ」最も多し。

サイパン、ヤツブ、バラオ、アンガウル、トラツク、ボナペ、ヤルートの主要島に醫院を設置し各醫院に高等官及判任官の醫師二人乃至五人、藥劑員一人を配置し診療に従事せしむるの外一般衛生、保健及傳染病豫防の事務に當らしむ。

島民は一般に衛生思想乏しきを以て之が普及を計らんが爲醫員をして時々部落又は離島を巡廻せしめ診療及衛生講話を爲さしむ。

### 醫院職員配置

醫院名	院長	醫官	醫員	藥劑員	書記	囑託	雇	計
サイパン 醫院	一	一	二	一	一	一	七	一三
ヤツブ 醫院	一	一	一	一	(一)	一	四	一七
バラオ 醫院	一	一	二	一	一	一	六	二二

醫院名	アンガウル 醫院	トラツク 醫院	ボナペ 醫院	グサイ分 院	ヤルートの 醫院	計
新患者數	一	一	一	一	一	四
患者延人員	一	一	一	一	一	八
患者數	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(五)二
患者延人員	一	一	一	一	一	一
患者數	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)	(五)〇

備考 括弧内數字は兼任者數を示す。

### 患 者 表

(自大正十五年二月至昭和元年十二月)

患者別	外人		邦人		計	患者延人員	患者數	患者延人員	患者數
	男	女	男	女					
新患者數	一	一	一	一	三	一八	三	一八	三
患者延人員	一	一	一	一	三	一八	三	一八	三
患者數	一	一	一	一	三	一八	三	一八	三
患者延人員	一	一	一	一	三	一八	三	一八	三
患者數	一	一	一	一	三	一八	三	一八	三

111







第二十三類 寄生虫病	第二十二類 新生物		第二十一類 脚氣		第二十類 中毒		第十九類 妊娠及分娩		第十八類 畸形		
	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人
	1	2			3						
	4	5			6			7			
	8	9			10			11			
	12	13			14			15			
	16	17			18			19			
	20	21			22			23			
	24	25			26			27			
	28	29			30			31			
	32	33			34			35			
	36	37			38			39			
	40	41			42			43			
	44	45			46			47			
	48	49			50			51			
	52	53			54			55			
	56	57			58			59			
	60	61			62			63			
	64	65			66			67			
	68	69			70			71			
	72	73			74			75			
	76	77			78			79			
	80	81			82			83			
	84	85			86			87			
	88	89			90			91			
	92	93			94			95			
	96	97			98			99			
	100	101			102			103			
	104	105			106			107			
	108	109			110			111			
	112	113			114			115			
	116	117			118			119			
	120	121			122			123			
	124	125			126			127			
	128	129			130			131			
	132	133			134			135			
	136	137			138			139			
	140	141			142			143			
	144	145			146			147			
	148	149			150			151			
	152	153			154			155			
	156	157			158			159			
	160	161			162			163			
	164	165			166			167			
	168	169			170			171			
	172	173			174			175			
	176	177			178			179			
	180	181			182			183			
	184	185			186			187			
	188	189			190			191			
	192	193			194			195			
	196	197			198			199			
	200	201			202			203			
	204	205			206			207			
	208	209			210			211			
	212	213			214			215			
	216	217			218			219			
	220	221			222			223			
	224	225			226			227			
	228	229			230			231			
	232	233			234			235			
	236	237			238			239			
	240	241			242			243			
	244	245			246			247			
	248	249			250			251			
	252	253			254			255			
	256	257			258			259			
	260	261			262			263			
	264	265			266			267			
	268	269			270			271			
	272	273			274			275			
	276	277			278			279			
	280	281			282			283			
	284	285			286			287			
	288	289			290			291			
	292	293			294			295			
	296	297			298			299			
	300	301			302			303			
	304	305			306			307			
	308	309			310			311			
	312	313			314			315			
	316	317			318			319			
	320	321			322			323			
	324	325			326			327			
	328	329			330			331			
	332	333			334			335			
	336	337			338			339			
	340	341			342			343			
	344	345			346			347			
	348	349			350			351			
	352	353			354			355			
	356	357			358			359			
	360	361			362			363			
	364	365			366			367			
	368	369			370			371			
	372	373			374			375			
	376	377			378			379			
	380	381			382			383			
	384	385			386			387			
	388	389			390			391			
	392	393			394			395			
	396	397			398			399			
	400	401			402			403			
	404	405			406			407			
	408	409			410			411			
	412	413			414			415			
	416	417			418			419			
	420	421			422			423			
	424	425			426			427			
	428	429			430			431			
	432	433			434			435			
	436	437			438			439			
	440	441			442			443			
	444	445			446			447			
	448	449			450			451			
	452	453			454			455			
	456	457			458			459			
	460	461			462			463			
	464	465			466			467			
	468	469			470			471			
	472	473			474			475			
	476	477			478			479			
	480	481			482			483			
	484	485			486			487			
	488	489			490			491			
	492	493			494			495			
	496	497			498			499			
	500	501			502			503			
	504	505			506			507			
	508	509			510			511			
	512	513			514			515			
	516	517			518			519			
	520	521			522			523			
	524	525			526			527			
	528	529			530			531			
	532	533			534			535			
	536	537			538			539			
	540	541			542			543			
	544	545			546			547			
	548	549			550			551			
	552	553			554			555			
	556	557			558			559			
	560	561			562			563			
	564	565			566			567			
	568	569			570			571			
	572	573			574			575			
	576	577			578			579			
	580	581			582			583			
	584	585			586			587			
	588	589			590			591			
	592	593			594			595			
	596	597			598			599			
	600	601			602			603			
	604	605			606			607			
	608	609			610			611			
	612	613			614			615			
	616	617			618			619			
	620	621			622			623			
	624	625			626			627			
	628	629			630			631			
	632	633			634			635			
	636	637			638			639			
	640	641			642			643			
	644	645			646			647			
	648	649			650			651			
	652	653			654			655			
	656	657			658			659			
	660	661			662			663			
	664	665			666			667			
	668	669			670			671			
	672	673			674			675			
	676	677			678			679			
	680	681			682			683			
	684	685			686			687			
	688	689			690			691			
	692	693			694			695			
	696	697			698			699			
	700	701			702			703			
	704	705			706			707			
	708	709			710						

合計	第二十四類 傳染性 疾患			第二十五類 熱帶病			第二十六類 診断不明 疾患		
	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人
	計	三、四三三、八三三	一、四三三、八三三	二、〇〇〇、〇〇〇	七、八三三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一、二二二、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇

新生物患者表

(自大正十五年一月  
至昭和元年十二月)

合計	一、痛			二、其ノ他ノ 悪性腫瘍			三、其他ノ 腫瘍		
	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人	島民	外人	邦人
	計	一、二二二、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	二、四四四、〇〇〇	三、五五五、〇〇〇	四、六六六、〇〇〇	五、七七八、〇〇〇	六、八八八、〇〇〇	七、九九九、〇〇〇

寄生虫病患者表

(自大正十五年一月  
至昭和元年十二月)



病	染						傷					
	ク、コ 性肺炎		ル、敗血 膿毒症		ヌ、丹 毒		リ、麻 疹		チ、水 痘		ト、流 行性 下痢	
	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人
一												
二												
三												
四												
五												
六												
七												
八												
九												
十												
十一												
十二												
十三												
十四												
十五												
十六												
十七												
十八												
十九												
二十												
二十一												
二十二												
二十三												
二十四												
二十五												
二十六												
二十七												
二十八												
二十九												
三十												
三十一												
三十二												
三十三												
三十四												
三十五												
三十六												
三十七												
三十八												
三十九												
四十												
四十一												
四十二												
四十三												
四十四												
四十五												
四十六												
四十七												
四十八												
四十九												
五十												
五十一												
五十二												
五十三												
五十四												
五十五												
五十六												
五十七												
五十八												
五十九												
六十												
六十一												
六十二												
六十三												
六十四												
六十五												
六十六												
六十七												
六十八												
六十九												
七十												
七十一												
七十二												
七十三												
七十四												
七十五												
七十六												
七十七												
七十八												
七十九												
八十												
八十一												
八十二												
八十三												
八十四												
八十五												
八十六												
八十七												
八十八												
八十九												
九十												
九十一												
九十二												
九十三												
九十四												
九十五												
九十六												
九十七												
九十八												
九十九												
一百												

一三三

病	性						急					
	ヘ、破傷風		ホ、百日咳		ニ、フイン エンガ		ハ、疫痢		ロ、バ ナフス		ト、流 行性 下痢	
	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人	島民	外人
一												
二												
三												
四												
五												
六												
七												
八												
九												
十												
十一												
十二												
十三												
十四												
十五												
十六												
十七												
十八												
十九												
二十												
二十一												
二十二												
二十三												
二十四												
二十五												
二十六												
二十七												
二十八												
二十九												
三十												
三十一												
三十二												
三十三												
三十四												
三十五												
三十六												
三十七												
三十八												
三十九												
四十												
四十一												
四十二												
四十三												
四十四												
四十五												
四十六												
四十七												
四十八												
四十九												
五十												
五十一												
五十二												
五十三												
五十四												
五十五												
五十六												
五十七												
五十八												
五十九												
六十												
六十一												
六十二												
六十三												
六十四												
六十五												
六十六												
六十七												
六十八												
六十九												
七十												
七十一												
七十二												
七十三												
七十四												
七十五												
七十六												
七十七												
七十八												
七十九												
八十												
八十一												
八十二												
八十三												
八十四												
八十五												
八十六												
八十七												
八十八												
八十九												
九十												
九十一												
九十二												
九十三												
九十四												
九十五												
九十六												
九十七												
九十八												











正 誤 表

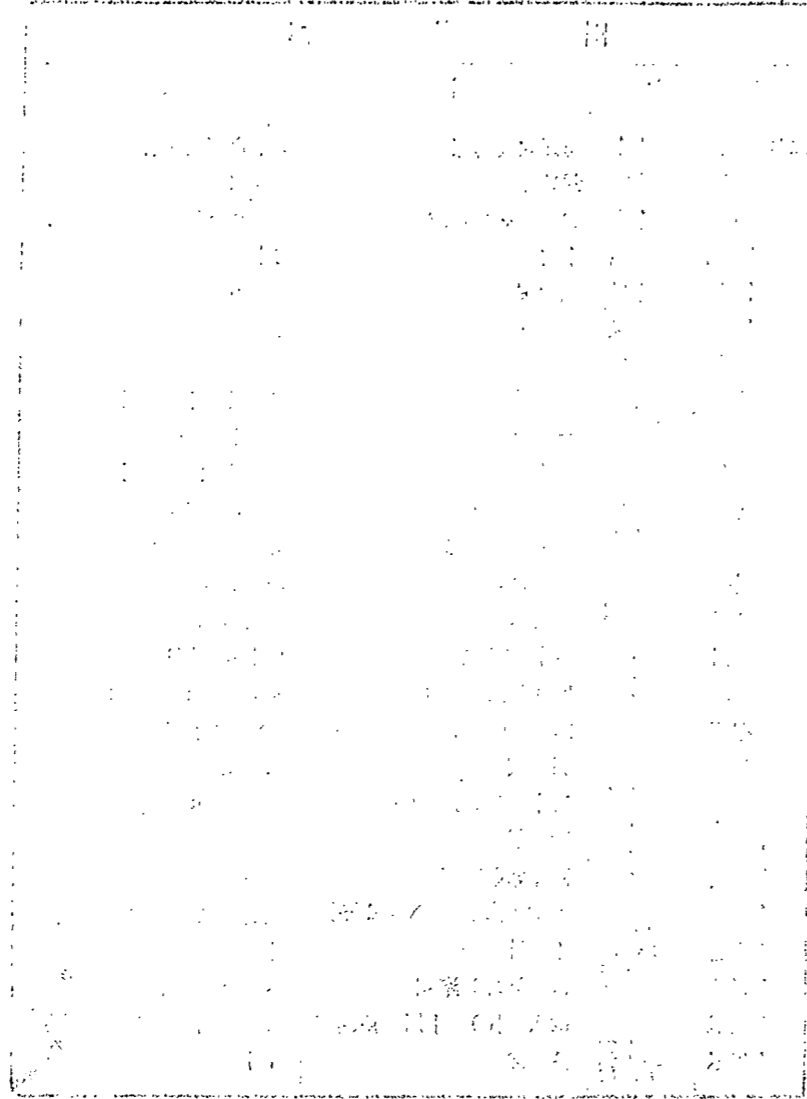
頁	行	誤	正
目次 四	一一	租 賃 外 入 總 額	租 賃 外 收 入 總 額
二七二	一一三	境 界 の	境 界 は
一五七	一一二	同 ヤツア島	西カロリン群島ヤツア島
一六八	一一三	同	同
一八三	一一八	食 料 本	飲 料 本
三三三	一一三	パオラ	パラオ
三七三	一一三	女 三 一 七 一	女 三 一 七 一
四二二	一一三	一 一 一 一	一 一 一 一
五一	一一九	一六三、三五二	一六二、三五二
同	一一九	パラオ ヤツア	ヤツア パラオ
五三	一一九	三五八、六〇〇	三五八、六〇〇
五六	一一三	唯定せられ	推定せられ
六二	一一五	断端製	断端製
六五	一一八	二一、六六七	二一、六六七
七〇	一一九	器具、器械、軍需	器具、器械、軍需
七四	一一五	「シヤエ」貝	「シヤエ」貝
七七	未行	振 戻	拂 戻
八一	一一二	二一、八六、四〇〇	二一、八六、四〇〇
一〇〇	一一〇	奮 救	奮 救
一〇三	一一〇	再揚代金引換	再揚代金引換
一〇三	一一一	無線運送(トラック中継)	無線運送(トラック中継)
一一〇	一一三	一 一 一	一 一 一
一一一	一一三	アンガウル醫院	アンガウル醫院
一二六	一一五	島民二〇 一四 不鮮明	島民二〇 一四 五七
一三六	最下段四五	不鮮明	一 一



昭和二年十二月廿二日印刷  
昭和二年十二月廿五日發行

(南洋群島現勢要覽與付)

南  
洋  
廳

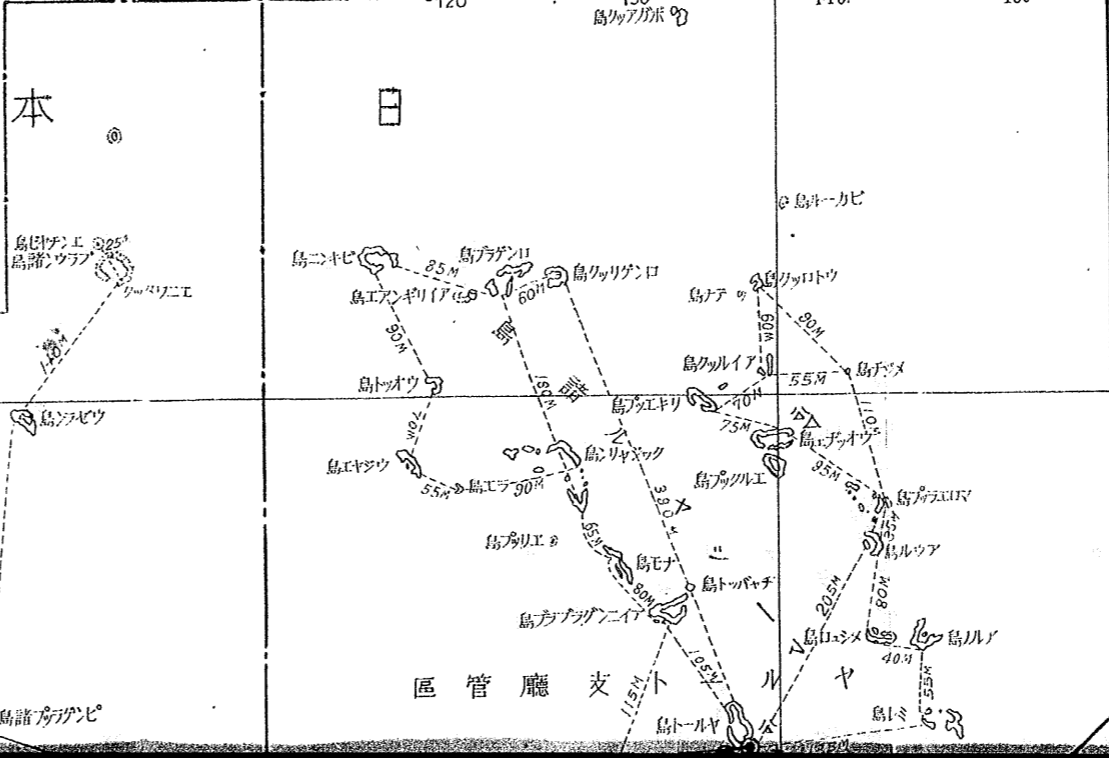
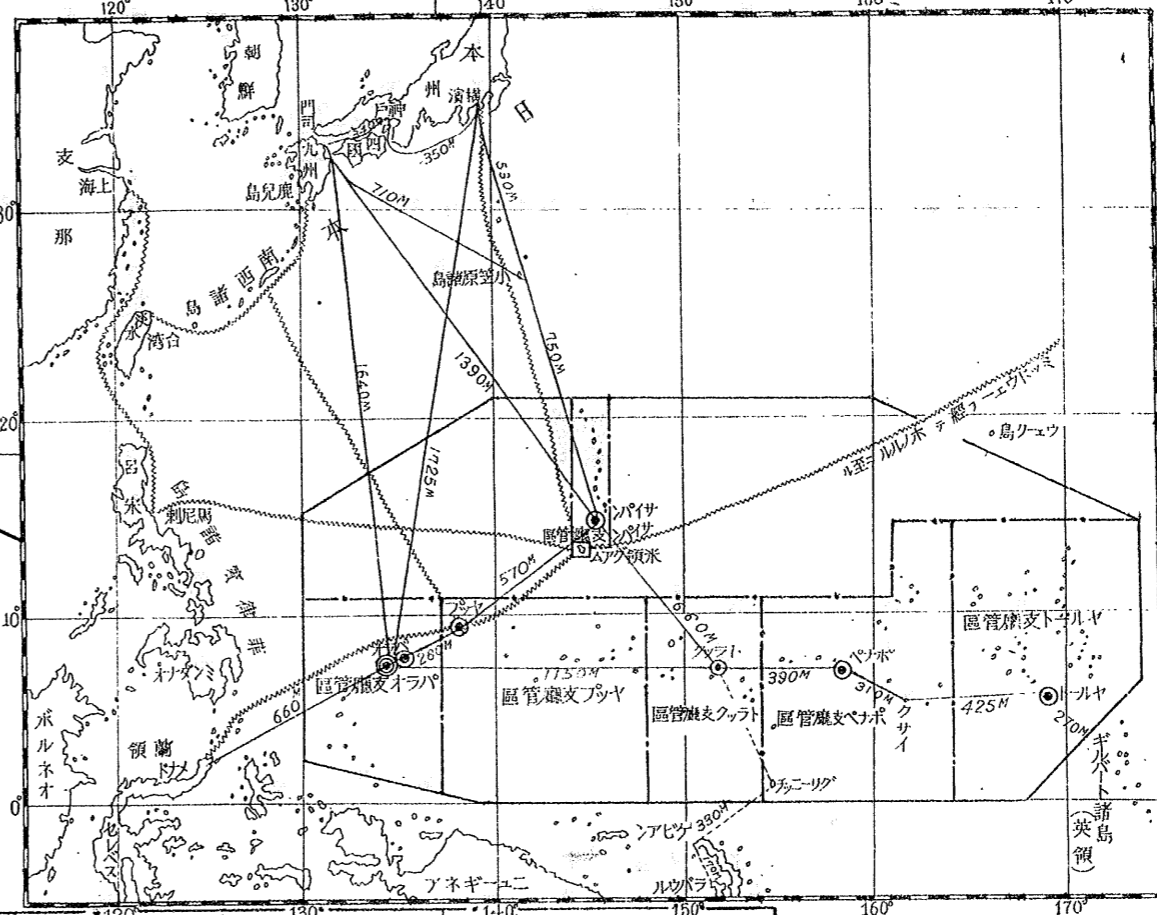




# 南洋

凡例

⊖	⊕	△	△	⊙	⊙	+	+	⊙	⊙
南洋廳	支庁	郵便支局	醫院	學校	公學	法學	巡査駐在所	警部補出張所	採鑛所
觀測所	産業試驗場	支庁區域	委任統治區域	米領區域	内地群島交通線	離島交通線	海底電信線		

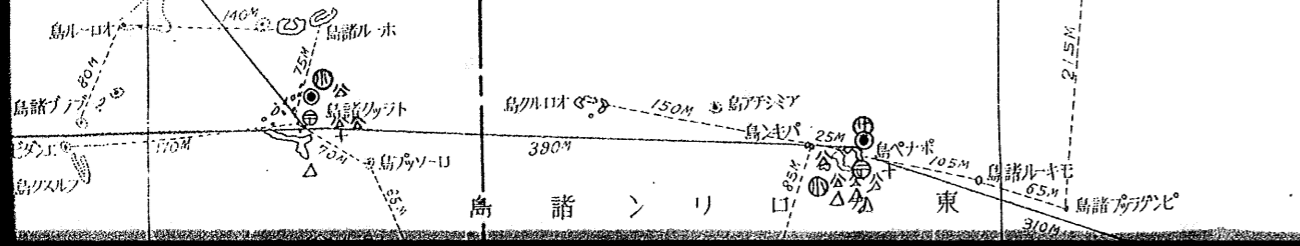


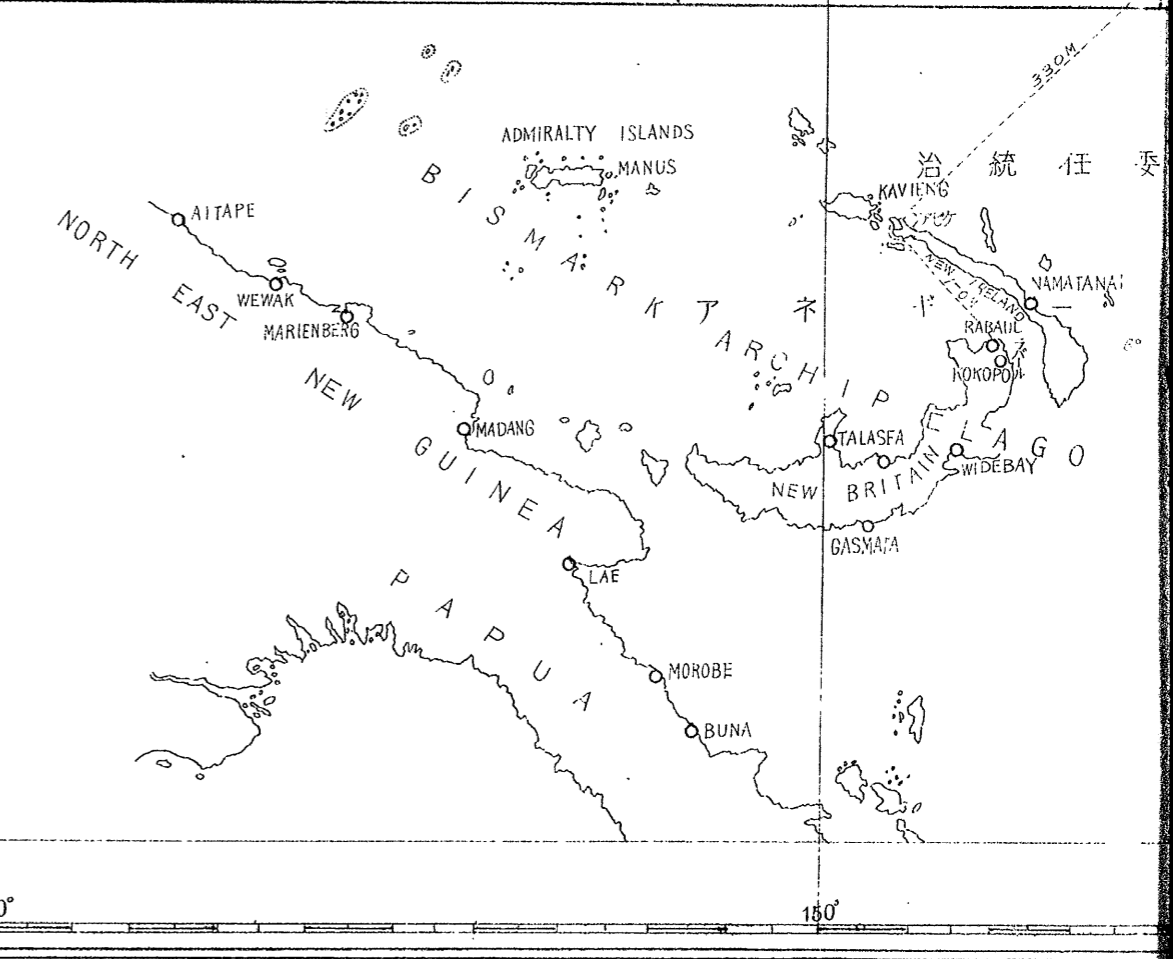
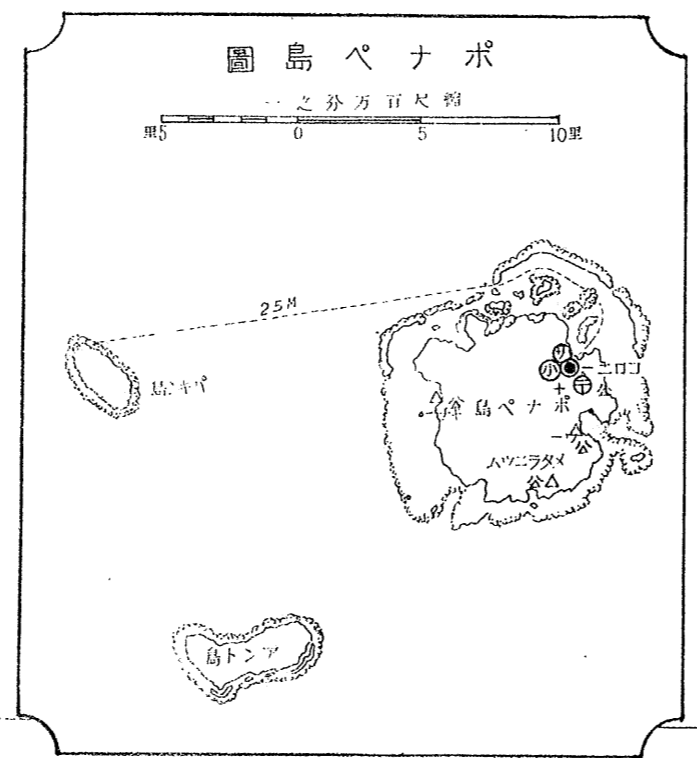
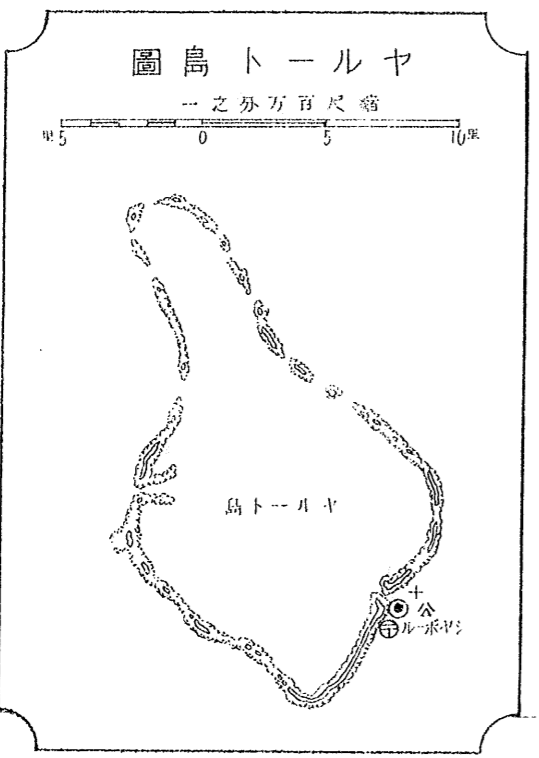
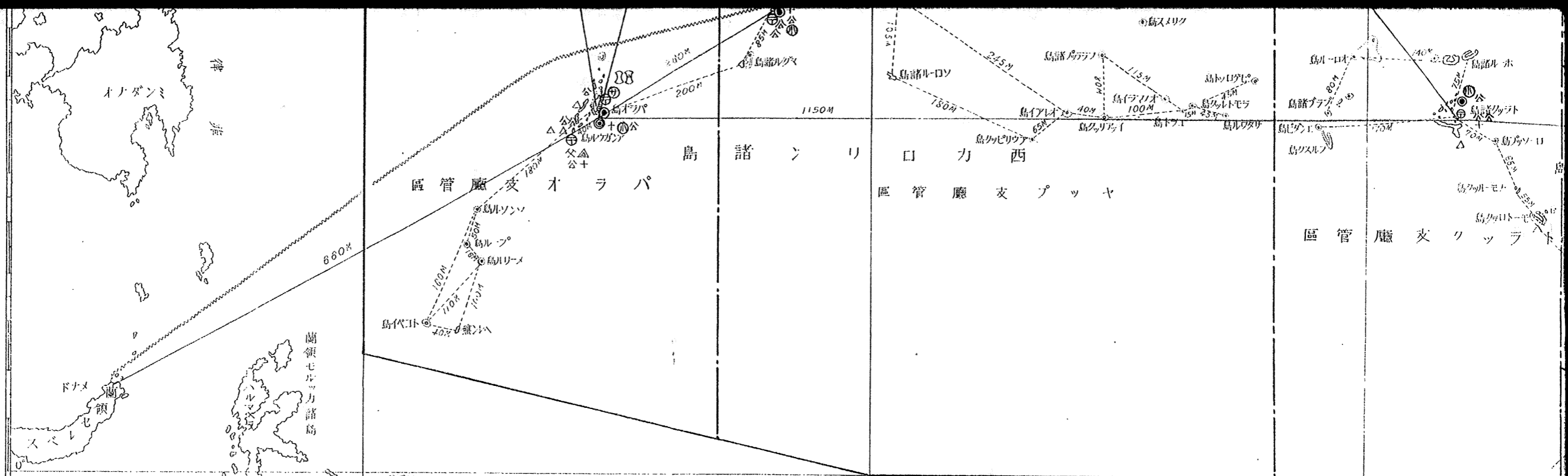
プック島圖

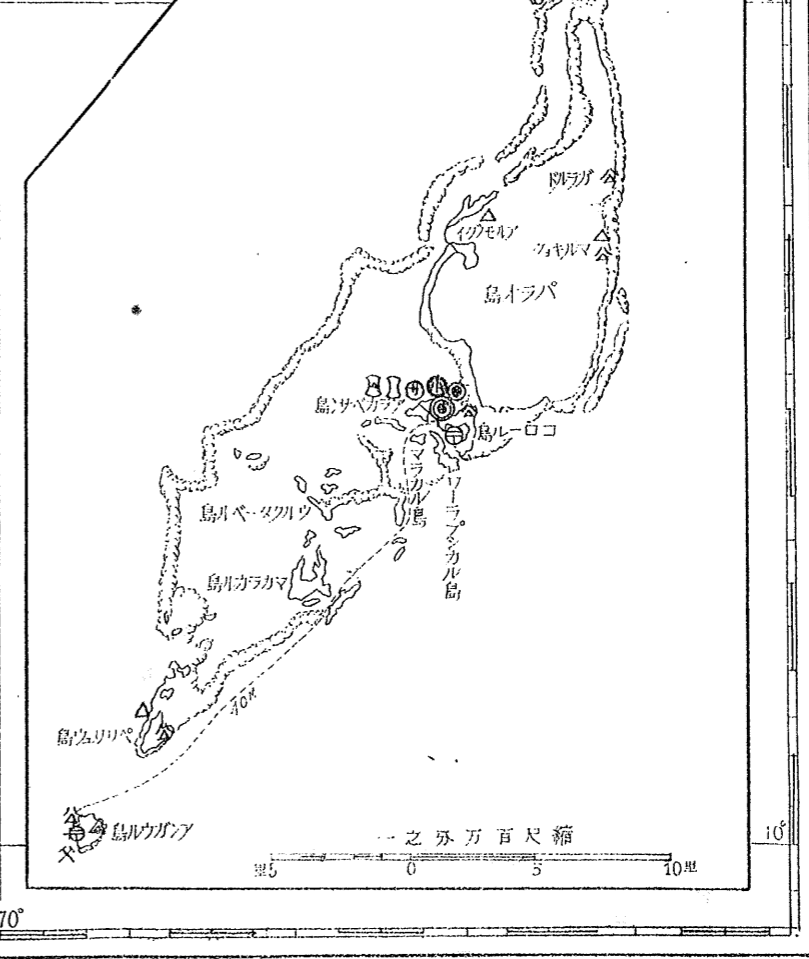
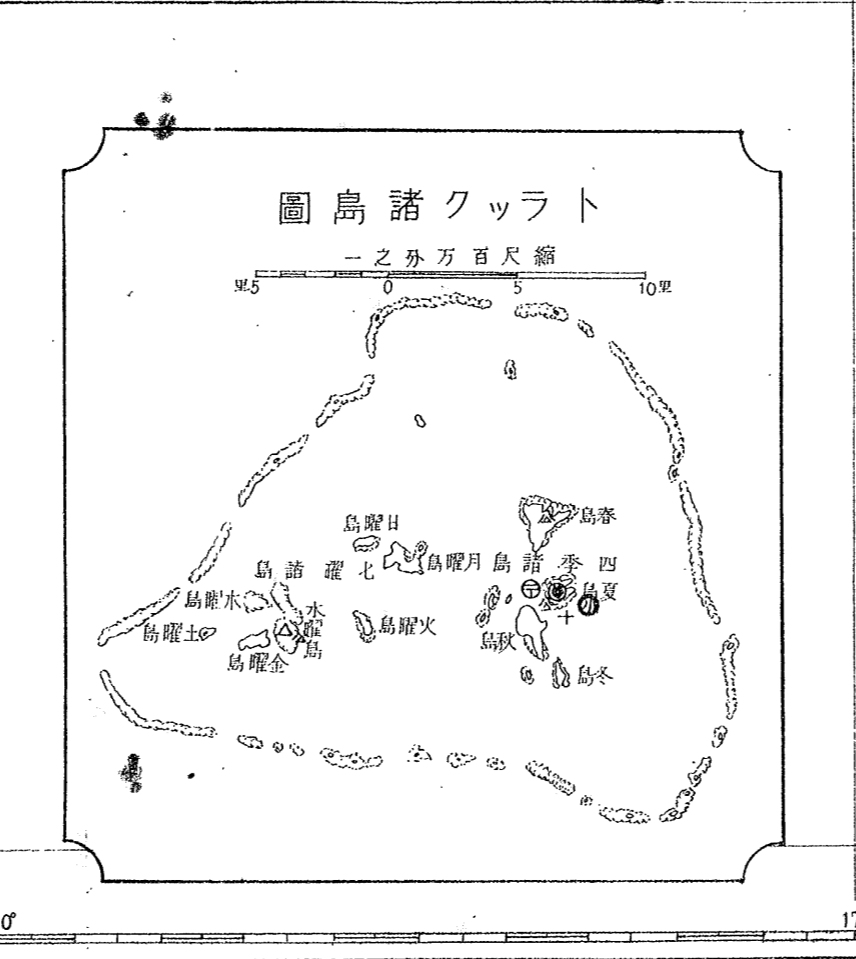
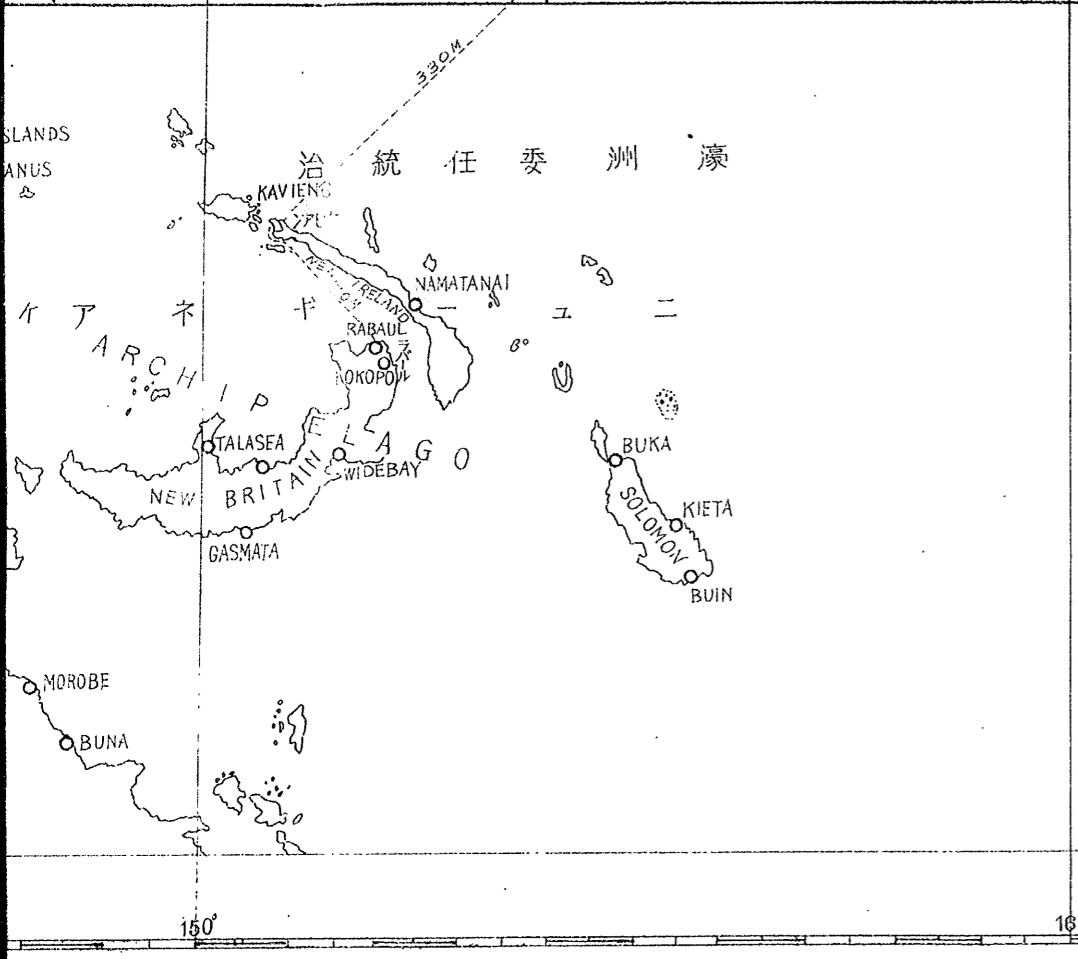
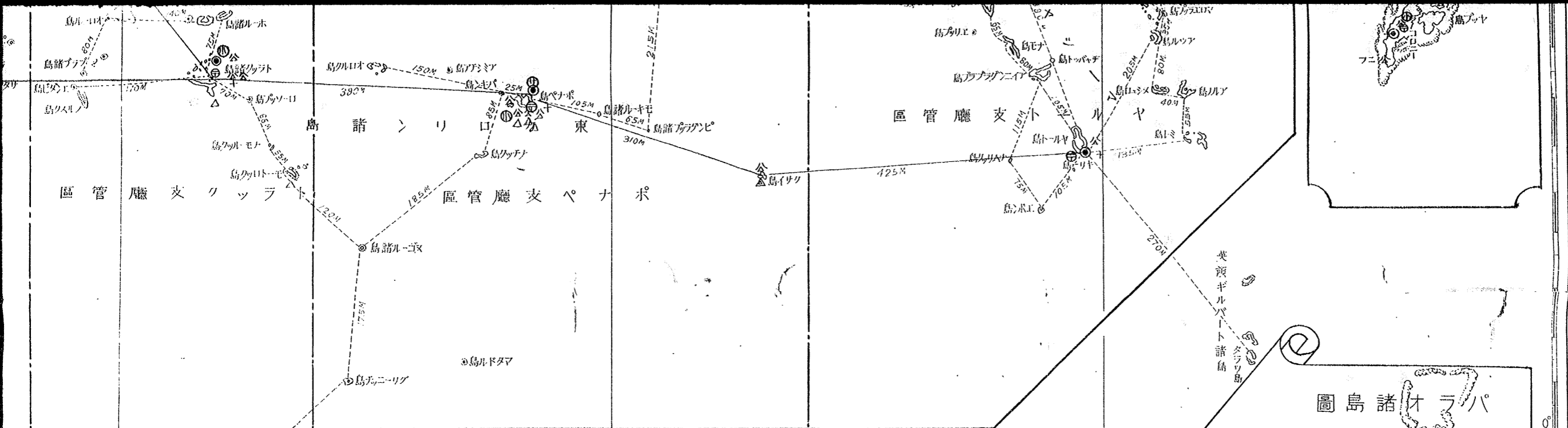
一之分万百尺縮

0 5000

委國帝本  
太北







頁	一
目次	四
	二七
	一五
	一六
	三二
	三七
	五一
	四
	五三
	五九
	六二
	六五
	七〇
	七四
	七七
	八一
	一〇〇
	一〇四
	一〇四
	一一〇
	一一一
	一一四
	一一四

裏面白紙